

今上勅語及壽詞謹解全
即位

202
409

202-409
1200800035160

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak





貴族員議院男爵 外松孫太郎閣下題字



今上
即位
勅語及壽詞謹解 全

東京

大日本協會編纂

大正
5. 2. 17
內交

貴族員議院男爵 外松孫太郎閣下題字



今上即位勅語及壽詞謹解

全



東京

大日本協會編纂

大 人

大 人

此 冊 係 子 孫 傳 世 之 寶





取至

上目

廣

大

男爵外松孫太郎謹書

取至

上目

上廣

大

男孟對外松孫太郎謹書



明治天皇

男爵外松孫太郎謹書

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於テ賜リタル勅語

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、惟神ノ寶祚ヲ踐ミ、爰ニ即位
ノ禮ヲ行ヒ、普ク爾臣民ニ誥グ。
朕惟フニ、皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹
ギ裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝
位ヲ傳ヘ、神器ヲ奉ジテ八洲ニ臨ミ、皇化ヲ宣ベテ
蒼生ヲ撫ス。爾臣民、世世相繼キ忠實公ニ奉ズ、義
ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノゴトク、以テ萬
邦無比ノ國體ヲ成セリ。
皇考、維新ノ盛運ヲ啓キ、開國ノ皇謨ヲ定メ、祖訓
ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ、皇圖ヲ恢弘シテ曠古

ノ偉業ヲ樹ツ、聖徳四表ニ光被シ、仁澤遐陬ニ霑洽ス。
朕今丕績ヲ續ギ遺範ニ遵ヒ、内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ、外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス、朕ガ祖宗ニ負フ所極メテ重シ、祖宗ノ神靈照鑑トニ在リ、朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス。朕ハ、爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ、勵精其ノ業ニ從ヒ、以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル、庶幾クハ、心ヲ同クシ方ヲ戮セ、倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ、爾臣民其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

大正四年十一月十日

即位禮當日紫宸殿ノ儀ニ於テ内閣總理大臣ノ奏シタル書詞

臣重信謹ミテ言ス、伏シテ以ミルニ、
陛下萬世一系ノ寶祚ヲ踐ミ、乾綱ヲ攬リテ坤維ヲ總ベ、爰ニ天津高御座ニ昇御シ、即位ノ大禮ヲ行ヒ給フ。遠邇瞻仰シ、億兆抃舞ス。臣重信誠懼誠喜、頓首頓首。
伏シテ惟ミルニ、
皇祖天壤無窮ノ神勅ヲ 皇孫ニ錫ヒテ八洲ニ君臨セシメ、三種ノ神器ヲ親授シテ五部ノ神ヲ臣事セシメ給フ、萬世不易ノ 皇基確然トシテ爰ニ定マル。

皇宗英武聖明、

皇祖授國ノ宸意ヲ體シ、天業ヲ恢弘セムトシ、皇師ヲ帥キテ中州ヲ平定シ、皇位ニ即キテ萬機ヲ親裁シ、大ニ經綸ヲ行ヒ、洪範ヲ 後聖ニ貽シ給フ。而シテ皇孫ニ奉事セシ諸部ノ子孫亦咸先志ヲ繼ギテ皇謨ヲ翼賛ス、億

載一統ノ皇業蔚爾トシテ維レ崇シ。

先帝登極ノ初、復古ノ廟策ヲ定メテ維新ノ皇圖ヲ啓キ、開國ノ鴻猷ヲ宣ベテ萬邦ノ善長ヲ採リ、藩封ノ舊制ヲ廢シテ一途ノ治化ヲ施シ、不磨ノ大典ヲ布キテ立憲ノ政揆ヲ明ニシ、兵制ヲ建定シテ陸海ノ戎備ヲ嚴整シ、文教ヲ闡敷シテ黎元ノ智徳ヲ啓養シ、産業ヲ殖興シテ厚生ノ道ヲ擴メ、制度ヲ釐革シテ庶政ノ規ヲ宏ニシ給フ。是ニ於テ乎、國家ノ綱紀、廓如トシテ光張シ、邦運ノ旺盛、駸駸トシテ止マス

陛下、大統ヲ承ケ懿績ヲ續キ給ヒ、

皇祖、皇宗、暨列聖ノ宏謨ニ遵ヒ、丕基ヲ鞏固ニシ徳光ヲ宣揚シテ天職ヲ全クセムトシ、宵衣旰食、聖衷ヲ勞シ給フ。今大禮ノ吉辰ニ方リ、明詔ヲ下シテ肇國ノ大本ヲ申明シ、臣子ノ恆道ヲ提誨シ給フ。臣等感激已ム無シ。伏シテ見ミルニ、

陛下、仁孝恭儉ノ天資ヲ以テ至隆ノ治ヲ圖リ給フ、

皇祖、皇宗、暨列聖ノ神祐

陛下ノ聖躬ニ在リ、皇業愈々昌ニシテ、德澤益々浹ク、頌音四海ニ洋溢セム。臣等夙夜勤勉力ヲ戮セ心ヲ同クシ、忠盡ノ節ヲ勵マシ報效ノ誠ヲ竭シ以テ聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ。臣等幸ニ盛儀ニ班列シ、瑞雲ノ鳳殿ヲ繞リ仁風ノ錦幃ヲ颺スヲ望ミテ、聳慶躍悅ノ至リニ任フル無シ。臣重信帝國臣民、代リ、恭シク大禮ヲ賀シ、千萬歳ノ壽ヲ上ツル、臣重信誠懽喜、頓首頓首、謹ミテ言ス。

大正四年十一月十日

內閣總理大臣正二位勳一等伯爵 臣大隈重信

今上即位勅語及壽詞謹解

緒言

日本は日出度の國である、日本には貴い皇室がある、此の皇室は國民各自が家々の宗家である。

日本は不思議な國である。日本には活神様が居らせらるゝ。此の現人神は開闢以來幾千萬年となく同一系の御血統に據つ

て立たせらるゝ。

日本は忝ない御國である。日本には三種の神器がある。此の神器は古來國家の神體となり、皇室の御護りとなり、天地の

あらん限り寶祚の御璽ごならせられてある。日本には天神地祇の神々がある幾千日本は貴とい國である。日本には天神地祇の神々がある幾千

萬衆の神子神裔がある。此の神裔は皇室も國民も同一祖先の
 流れを汲んで、親から子へ子から孫へと順々に清き血潮を受
 け継ぎながら家を爲して居る。日本にの國家は眞實親
 愛なる國家であり、日本にの國民は眞のく兄弟姉妹である。
 噫々此の高貴とき現人神が此の難有き御神器を日の御神か
 ら承け傳へて朝日麗かに照り渡る天つ高御座に昇らせたまひ、
 此の忝なき神の御國に臨ませられた。之ぞ即ち肇國知らす遠
 つ御親が教へ給ひ授け給へる神ながらなる天業であつて、我
 が大正維新の國の基も、萬國無比なる國體の根源も、日本治
 國の大本も、敬神崇祖の本義も、建國の大精神も國家道德の
 根抵も、國民生活の眞理も皆悉く此の天位に據つて確立せら
 れ、此の御即位の勅語に據つて明かに宣示せられてある。さ

れば苟くも皇室の臣子たり日本にの國民たるものは必ず先づ之
 を拜讀し、之を會得し之を體現してあやに畏き皇運の隆昌を
 萬古に扶翼し奉らねばならぬ。これやがて吾が祖宗の大御心
 であり、神々の御諭してあり皇大君の思召であり、眞實親愛
 なる兄弟姉妹達の務めである。決して後れてはななぬ、躊躇
 してはならぬ。

大正四年の秋即位の大典を拜して

編者謹識

即今位上勅語及壽詞謹解

目次

總說

治國の大本と國民の赤誠……………一
本篇の解説……………八

勅語

第一節	惟神の寶祚……………	一一
第二節	萬世一系の帝位……………	一四
第三節	君臣の情義……………	一七
第四節	皇考の聖德……………	二〇
第五節	祖宗の神靈……………	二五
第六節	國光の顯揚……………	二八

第七節 御大典の光華……………三〇

結語

即位大嘗と恩典の詔勅……………三六

恩赦養老

一 御沙汰……………四五

二 恩赦の詔書……………四七

録事

優渥なる御恩典……………四九

壽詞

第一節 即位の大禮……………五二

第二節 皇基の確立……………五六

第三節 天業の恢弘……………五八

第四節 國家の綱紀……………六三

第五節 肇國の大本……………六八

第六節 寶祚萬歲……………七二

附錄

内務省令第十二號

内務省令第十四號

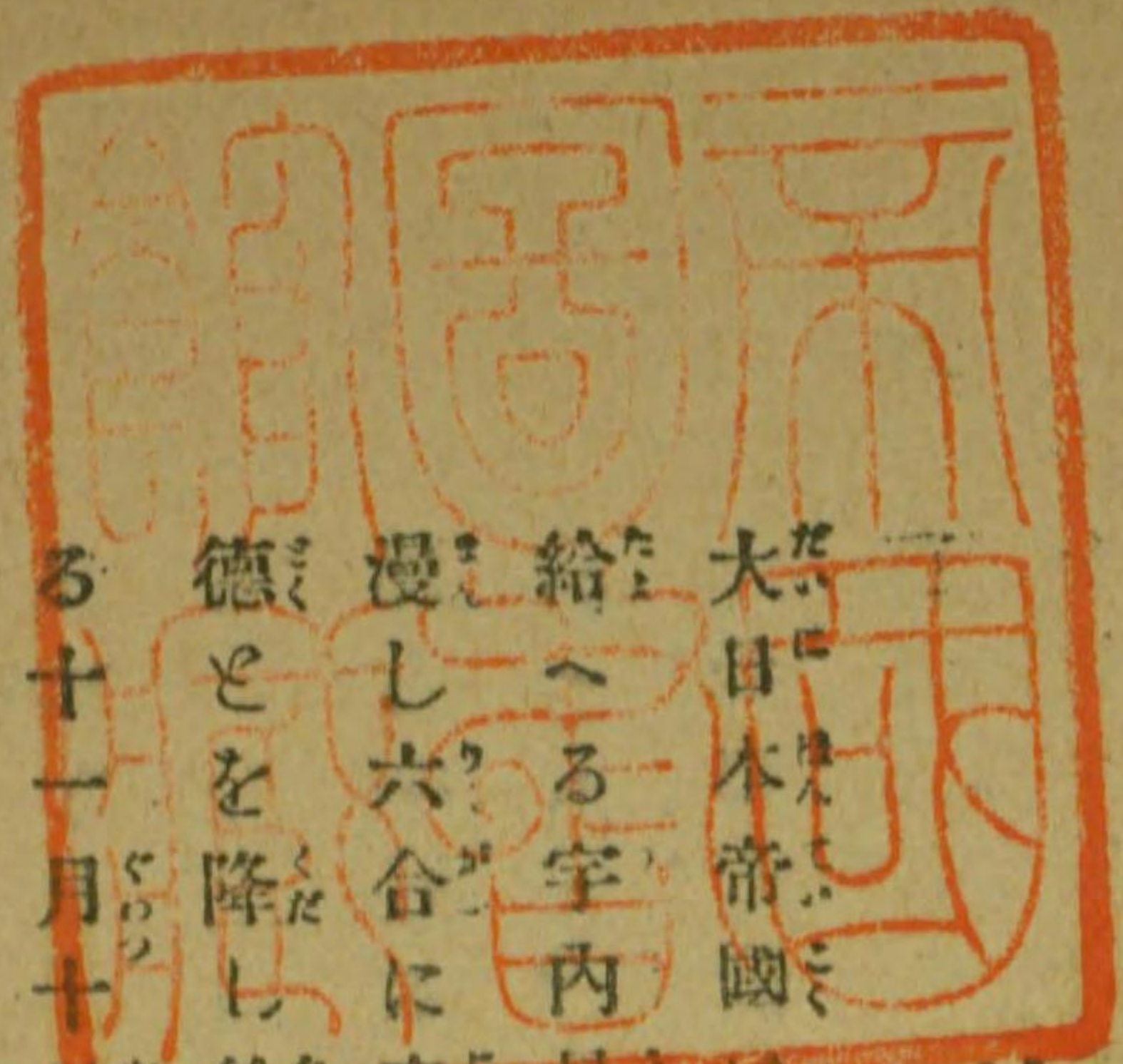
御即位并に大嘗祭に関する祝詞

(目次畢)

今上即位詔勅及壽詞謹解

總說

治國の大本と國民の赤誠



大日本帝國は古來神國と云ひ、瑞穂國と稱へて、皇祖天神の親しく修理固成し給へる宇内最優秀の御國である。此の浦安國の神氣靈光は赫灼として天地に瀰漫し六合に充足し、陽々乎として瑞雲の懸垂き亘る所、常に豊榮なる祥福と光徳とを降し給ふと承る。宣なるかな。今上天皇登極第一儀の御即位禮は、去る十一月十日の佳辰を以て、有史三千年來の森嚴典雅なる古式に隨ひ、朝日麗らに澄み渡る西の都に行はせられた。

恭しく即位の勅語を拜見するに、昔皇祖天神は萬世不磨の洪範を皇土に垂させ給ひ、以て宏遠悠久なる天地の公道を顯現すべく君臣上下の大義を確立せられ草昧荒濛の間に隨神なる皇基をば建て給ふたのである。亞いで人皇第一代の

神武天皇は鞠躬躍如、刻苦經營専ら天業を恢弘すべく中州に光宅して千古の綱紀を釐正し、神聖尊嚴なる神器を擁して皇家國民の生命たる一大規範を宣示あらせられた、之れ即ち

「我が皇祖の靈や天より降臨して朕が躬を光助し給ふ、今諸虜己に平ぎて海内無事なり、以て天神を郊祀し用て大孝を申ふ可きなり」と仰せ給ひし者で、恰も今上陛下が義は則ち君臣にして情はなほ父子の如しと詔へる大御言どもに古今互も其の歸趣を一にし給へる御綸旨の眞醇にして崇嚴なるを拜戴さるゝのである。

此の萬世一系に御坐して坤輿比類もなき皇緒を受け繼せられ、御世は茲に一百廿三代の赫々たる神統を重ねらるゝ、今上陛下は莊重尊貴至上至嚴の御詔勅を畏も鳳舞ひ麒麟躍る紫宸殿上に於て宣せ給ふたのである。然れば我が臣子億兆に在りても、夙夜此の御勅語を尊崇服膺し奉つて各々祖宗の威靈に對へ、誠意實踐躬行して誤ることなく常に拳々たる恩徳を感謝し、彌々大正盛運の皇基を扶翼すべく努めなければならぬ、しかも此の日に此の刻紫宸殿南の階下に於て大隈首相が奏上したる壽詞は、恰く我が臣民が熱叫せる萬歳奉唱の聲と共に國民

七千萬の衷心より披瀝し奉れる赤誠の大發露である、稱せなければならぬ。

恭しく惟るに我が神聖なる即位の御詔勅は既に最古の記録に遺る古事記日本紀等に於て煥發せられし例もあれど何も其の文體は一定して居らない、降つて續日本紀文武帝の條下に稍々此の風に似たる詔勅を拜せられる、併し乍ら歷朝の御詔勅中元正天皇の漢文體を除けば、殆ど古格の國文體なる宣命を權例とせられて居る。それ故明治の時代までは當時の宣命文を大輔職の奉讀したるに引替へ此度の御詔勅は陛下の親しく宣誥し給へるものであつて、從來の漢字許りであつた宣命體を近代風の國文に革め給へるは、彼の明治大帝の御誓文も教育勅語憲法等に同じく一新儀範を寰宇に示されたものであつて、是れぞ我が一般民衆をして容易に奉誦せしめ一層感孚の印象を深くする所以であると思ふ。

吾は纏つて文武帝即位の詔勅を拜誦するに、高天原爾事始而遠天皇祖御世中今爾至留麻氏爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾大八島國將知次止、天都神乃御子隨母天爾坐神之依之奉之隨々聞看來、此天津日嗣高御座之業止現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布、貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氏、此乃食國天下乎調賜比平賜比天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母隨神所思行佐久

止詔天皇大命乎諸聞食止詔、是以百官人等四方食國乎治奉止任賜幣留國々宰等爾至麻氏爾、天皇朝廷敷賜幣留國法乎過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御稱々而緩怠事久、務給而仕奉止詔大命乎、諸聞食止詔云々である。

恐れ多くも恚る公明正大なる至誠を以て皇國の天地に君臨し給ふ天皇陛下大稜威の淵源深きは説明する迄もないが、さらに明治天皇即位の宣命を拜するに至りては一層感激の念を加ふるのである。

朕淺劣と雖も親王諸臣等の相補ひ扶け奉らんことに依りて仰せ賜ひ授け賜へる食國の天下の政事は平けく安けく仕へ奉るべしと念はしめすと「ある一節は如何に明治大帝が自謙自信の聖徳厚く深く大なる天業を成し給へるかを懐仰すべく、さては「罪あらは朕をどがめよ天つ神民はわが身の生みし子なれば」と詠じ給へる御製に至つては彼の堯舜先聖の徳にも優つて幾倍尊きかを偲び奉られる、不肖幸に大正維新の勅語を拜読せんとするに當り、吾人は古往文武帝が即位の御宣命と、近來明治大帝の御宣命とを奉誦して、茲に 今上陛下の盛徳を讃稱するの光榮を感謝するのである。

然れば坤圓球上國てふ國の數多ある中にも特に我が現津神が曠古の大興に臨

ませられて天下萬方に發し給へる御詔勅は、所謂神隨なる國體神道に範り、皇祖天神の言依しの隨に此の日本帝國を統治し給ふ最高最上の示啓なるが故に、我が國民億兆の心裡に感孚せる印象とても決して他國の宗教儀式に關するものと同日の沙汰ではない。其の仁恩を四海に普くし其の光徳を幽明に透らせ、其の惠慈を朝野に霑はせ給ふ眞純たる御聖儀の如何に崇高に座すかを拜察するにどが出来るのである。かくて第一の盛儀に次いで賢所の御神樂は十一日より十日を徹して行はせられ、即位禮に最も重要な意義ある大嘗祭は十四日より十五日の朝に亘りて擧げさせ給ひ最後の大饗は十六七兩日を以て完了せられたものである。是はそもく大典に關する内外の參列使臣が特に齋戒修禱靜魂を凝し心身ともに清白を保ち、敢て自己の嗜慾と好尚に分度を逸せざる結果なるは言ふ迄もなく、率て率土の蒼生たり臣子億兆たる吾人は各々克く此の意義を體して津々浦々の賤が伏家に至る迄、皆此の尊嚴なる御聖詔を常に腦裡に服膺せしめ周く神國の貴き所以を會得せしめて造次にも緊張の誠心に弛びなく「御民吾れ生ける驗あり天地の榮ゆる時に逢へらく思へば」の古懷を聯想しつゝ、充分深刻なる印象を待して感奮拊舞倍々孝敬忠愛の至誠を献げ奉らしめねばならぬ。

現今は國民同胞に執りて上下貴賤をなく何人にも天運の榮ゆる機會であつて、此の好機を最も善美に最も幸榮に念ずることは今上聖代に生とし生ける實驗の餘光である、是を何所までも完くせんとするは唯々敬虔にして純正、勇猛にして精進の克己を歐誦し、誠實靜寧自重の間に處する穩健高尚なる態度が必要である。

斯の如く天皇陛下は紫宸殿上に於て鄭重懇篤なる勅語を宣せられて臣子一般に治國の大本を示し給ひしと、尚且つ恩赦養老賑恤の恩命をも發せられ又民間の功績者に對しては夫れ々叙勳叙位の御沙汰を下され、更に故人なれる古今の人物にも贈位の恩榮を賜ふたのであつた、即ち今上陛下は御即位の慶福を頌たる、思召を以て恩赦の詔を宣し普く仁慈を布き養老賑恤の沙汰を以て臣民に孝を教へ民生の乏しきを濟ひ、叙位叙勳を以て國民の論誠立功を嘉獎し均しく恩典を枯骨にまでも及ばさしめ給ひたるは實に尊く忝き次第であつて、陛下御大典の餘光の如何に偉大なるかを感銘し奉らるゝのである。

噫々吾人同胞は此の千載に得難き慶典を奉祝せる誠意と、此の不磨の洪謨を示し給へる聖勅を拜する毎に、長くも皇祖神明の惟神なる宸念に徹し給ふ靈光の高きを感歎謳歌せざるを得ない、従つて此の雍々たる鴻典と此の穆々たる千古の皇勅を奉遵せる國民は多々益々皇運の隆昌を永遠に翼賛し奉り、天壤と共に寶祚の無窮を期成し奉り、邦家の萬々歳を天地に祝福し奉らなければならぬ。吾人は茲に謹んで大正維新の聖勅と國民一同の壽詞とを對照し討究し宣明して、眞に我が至尊至純至美至愛なる國風を發揚せんと欲するものである。諸子は之に據つて各自の胸裡に深く敬虔の性徳を養ひ、以て其の性行を質實ならしめ至高至大なる天恩の萬一に對へ奉らなければならぬと思ふ。之を本篇の總説と爲し大方識者の清鑒を煩すこととする。

本篇の解説

本篇に於て解説を試んとする勅語の一章は首尾六節三十六句より成立つた近代の國文體である。而して其の第一節の四句は陛下が親しく祖先の遺風を繼承し給ひ、神隨なる天位を踐ませられて即位の大禮を行はせ給はる趣旨を國民一般に宣誥するもので、要るに今回の大典は今上陛下の御獨斷から思ひ立たせられた譯ではなく、恐多も祖宗の御英風に基かれたる神隨神授の御立場を明かに前提に示された冠頭の御文である。次の第二節六句は陛下の至大公明なる御趣旨を受け來つて祖宗建國の當初に溯らせ、歴代天皇が天壤無窮の神勅を遵奉し神器を奉じて一系の帝位を傳へ、孰も皇國に君臨して國家を統治し萬民を撫育し給へる歴史の跡を宣言し給ふもので、矢張今上陛下の今日ある所以を昭述し給へる御文である。さらに第三節五句は以上神祖に對立する陛下の御立場を一轉して更に臣民一般に對はせ給ひ、臣子一同の祖先が世々相繼いで皇室に忠節を盡し、忠實公事に勤勞し來る深き由縁を述べ給ふものである。此の君臣の大義嚴として明白なると、上下の恩情醇眞にして敦厚なる所以が聽て萬國

無比の國體を致し、國民の精華を成す所以であると、特に千載不滅の國體と優秀なる國風の大根底を宣示し給ふものである。

そこで第四節七句に於ては夙に明治先帝の維新に際して開國の宏謀を決定せられ以て前代不磨の大典を宣布し、皇國の國是を樹立し給ふて偉業を万代に建て給ひ、聖徳の天地四方に光被せる趣きを追懷せられし御文である、進んで第五節六句に亘ては如上數節の因由を闡し給ひ列聖及び皇考の大業を繼續し、其の光烈なる遺範を奉遵せらるゝと共に、内は邦基の磐石を圖らせ給ひ、外は諸邦の交誼を敦くし、等しく平和の慶澤に頼らせ給へる陛下の大責任を宣し給ふと同時に益々祖宗神靈の照鑑を仰ぎ奉りて天業の全からんことを期待し給ふのである、是に於てか第六末節の八句を喚び起して至尊の優渥なる叡念を明示せられ我が臣子億兆の忠誠至純の真心に依つて各自の分度を重んじ其の業務を勵精して皇運の萬一に扶翼し奉るべきを期待せられ、同心協力倍々國光の顯揚を希望し給へる御文である。殊に末節の一句に至つては給旨嚴として汗すべく臣民各自の胸裡に體現すべき至深至高の御光威を含ませ給ふ拜察さるゝ。特に篇末に掲げし恩赦の詔に見ゆる一節五句の身旨は、陛下が大禮の慶福を

頌たせ給ふ大慈大悲の恩命を宣せられし御文で衆人交も叡念の厚きを體得し感泣すべき權威を示されて居る。

更に降つて養老御沙汰の文は前後七句を以て一節を成し、陛下が恩恵を垂れ給ひて窮民を濟はせらるゝものは敬老孝親の道を躬ら教へ給へる長き軫念に出發し、登極大禮の初に於て先づ祖宗の深仁なる洪範を紹述し實現せられ普く賑恤の特典を黎元に宣布せらるゝものである。

勅語

第壹節 惟神の寶祚

勅語は國語でみことのと讀み古來天皇の勅命を意味した語である。併し乍ら文書に關する天皇の詔勅には臨躬の大事を詔と書し、尋常の小事を勅と記す例であるが。何れも御言宣の意義に起つたもので國語の訓では同一である。今回の如き大事中の御大事と稱ふべき大典の勅語は勿論大命の詔勅に係る陛下の御言葉である。

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、惟神ノ寶祚ヲ踐ミ、爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ、普ク爾臣民ニ誥グ。

○朕とは漢字の音を其儘に稱へた語で専ら陛下の御上に係り、臣下に對して親しくわれ(我)此方と仰せらるゝ意味である。支那の往古には上下を通じて用ゐて居たが秦の始皇廿六年より特に天子の自稱となつたものを皇國に適用された至尊の固有名詞である。○祖宗ノ遺烈ヲ承ケとある。祖宗の語は古來有功を祖とし有徳を宗とする云ひ、又宗は本と稱し、最も尊きは祖にして次を宗とい

ふ要するに祖は業を創め統を垂れて功績のありし人を稱し、宗は守成有徳の人を指示す約しては祖先と云ふに等しい也。今上前代の御祖先に御座す皇祖高皇産靈神天照大御神や皇宗神武天皇の遺業を承け継ぎ給ふ義で、何れも昔今上の御祖先に當らせらるゝ御方である。遺烈とは祖宗の薨後に残さるゝ威烈を稱し奉る、此の一節の初句は次句の寶祚を喚起さん爲めの冠頭辭である、○惟神ノ寶祚ヲ踐ミの惟神は神祖の御心のまゝなる意で、主として陛下の御身に屬する語である。然して惟神ノ寶祚ヲ踐ムとは往古高天原なる皇祖高皇産靈神天照大御神の皇孫瓊々杵命を日嗣の御子と爲して此の國土に天降し給はんと天津高御座の上に乗せ奉らせ天位に即せ參らせ、天業を授け給ふ時に、豊原千五百秋之瑞穂國は是吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就て治らすべし寶祚の隆へまさんこと天壤と窮りなかるべしとある神勅と共に天歷の鏡劍玉を授けられたことである。即ち此の天つ日神の御世繼たる今上陛下が今回即位の禮を行はせられ天位に即かせ給ふたと云ふも、元より此の太古の典儀に範り、貴き神勅隨に皇基の本元を確守し給ふ御意に基くもので、決して私の御思召に出でしものではなく、従つて其の聖意の如何に深厚なるかを伺ふことが出来る。踐

ムと云ふは此の遺風に遵はせ給へる明治大帝の御位を踐祚あらせらるゝ義である。○爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒの句は前句に應じて天位に即き給ふべき大禮を京都に行はせらるべく、普天の下卒士の濱に至る迄普く臣子億兆に宣誥し給ふ御言宣である。末句の爾陛下が臣民に對して呼稱せられた語である、もに、此の一節を以て次句全體の勅語を總轄した起句と思はるゝ、勿論七千萬の臣民が今代の御即位式を尊崇し奉るは悉く其の衷心至誠より出でしもので、此の大典に對する敬虔の念は眞醇無垢なる御誠念である。

之に反して外國の帝王が戴冠式を行ふは重に宗教上の儀式に典り、教主若くは昔族より王冠を奉るを例とするけれど、我が萬世一系の皇位は之を皇祖天神に受けて天下に君臨し給ふ義であるから、此の國體的神道の大精神を御即位にも顯彰して、先づ天皇御親から皇祖皇宗及び歴代列聖に告げ奉らせ給ひて、然る後御躬から高御座に登り臣下に對つて天日嗣の御位置から國家統治の事を宣示し給ふのである。昔は單に紫宸殿の御儀に止まつたものであつたを明治大帝が内外百般の典章を定めさせ給ふに及び、殊に天位繼承の源を明にする爲め前の賢所大前の儀を創定し給ひ、今上御即位より始めて斯の御式を行はせらるゝ

こといなつた。尙ほ大嘗祭は例年行はせらるゝ神嘗祭新嘗祭を擴大された御式で御即位式の當時特に新穀を天神地祇に奉りて、至尊御躬から之を祀らせ給ふのである。悠紀主基の御田に實れる新穀と之を以て醸されし白酒黒酒は此の大嘗祭に用ゐさせ給ふことは申す迄もない。

要するに本節大禮の趣旨は今上天皇の御獨斷から行はせらるゝ意味ではなく、長くも祖宗列聖の遺風に範り神隨神授の公明なる御道を前提に明示せられた冒頭第一の御宣文である。

第貳節 萬世一系の帝位

朕惟フニ、皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ、列聖統ヲ紹ギ裕ヲ垂レ、天壤無窮ノ神勅ニ依ツテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ、神器ヲ奉ジテ八洲ニ臨ミ、皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス

○第二節第一句の朕惟フニの語は茲に自分が翻り考へるにはと深く皇位の大源を思ひ起し給ふ義である。○皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テの二句は御祖先に御座す皇産靈神や天照大御神が建國の創業を起し國土の經營を始め万古不動の皇

基を樹立し給ふ義をも、我が建國の當時皇祖天神の勅命に基き皇孫を天降さしめ大日本を統治せしめ給はんとするや、先づ以て數回の使者を遣はして天意を傳へられた最後に武甕槌經津主の二神に特命ありて大國主神を歸順せしめられた、その時に大國主は恭しく拜承して宣ふに「天孫は天日嗣に御坐す、我が子孫相率ゐて奉仕すべく天下何人か敢て違背し奉らんやと仰せられ。即ち瓊々杵尊を降し國土を統御せしめられた。此の間に於ける荒涼濛昧なる國土の修理には頗る多大なる苦心を拂はれ、悠遠なる歲月を重ねられたものであつた。○列聖統ヲ紹ギ裕ヲ垂レは歷代世々の神聖が皇統を紹繼し、裕福を垂れさせ給ひし義で。皇孫の降土以來四世を閲して神武天皇に至り、親ら中國を平定して大和の橿原に都を定め帝位に即かせ給ふてより、今上に至る迄百二十餘代にて二千五百七十餘年を経由し、皇統一系連綿として渝らざること當しく皇祖神勅の如しである。此の日月にも比肩すべき國體の隆昌が實に世界に類例なき所であつて、我が皇位の尊嚴なること全く萬邦に冠絶する所以である。是ぞ即ち歴代の天皇が祖宗の仁教を體現し臣民を子愛し撫育し給ふ惟神の光輝であると贊稱する他はない。○天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ、此の一句は

列聖承統の先句を受けて前節に掲げし天壤無窮の神勅を取出した文である。即ち歷代世々の天皇は何れも皇祖の神勅を畏み祖先崇敬の大義を顯現して千萬世に動きなき一系の帝位を子孫に傳へ給ふ義である。○神器ヲ奉ジテ八洲ニ臨ミは上古皇孫の臨降せらるゝに際して天祖大御神が手から三種の神器を授け給ひ寶祚の無窮を祝福あらせられたが。其の三種の神器とは今尙天位の御璽となれる八咫御鏡と草薙劍と八咫瓊の曲玉である。然し乍ら當時の神鏡は崇神以來現今に至る迄伊勢大神宮の神璽として奉祀せられ、唯だ曲玉のみ陛下の御許に奉安し給ふのである。其れ故崇神天皇以降は新に鏡劍を模造せられ彼の神器に代りて聖體を擁護し給ふ次第で即位の禮を行はせ給ふ御先づ賢所と共に以上の神器をも京都に移し奉らるゝのである。列世の天皇は皆此の貴き神璽を奉戴して大八洲國に君臨し治國の大權を行はせられてある現に日本を大八洲といふは本土を始て大小八箇の島嶼より成るが故である。上古の文書には國民に對し大八洲國と書し外國に對しては大日本と記すを例とせられしが、後世漸く日本を字の如く呼ぶに至つたのである。○皇化ヲ宣ベテ蒼生ヲ撫スとある皇化は天皇の御仁政を宣へ行ひて天下の青人草を撫育し給ふ意味である。要するに此の第二

節六句の主旨は陛下の公明正大なる御立場を前節に受けて祖宗建國の常初を追懷せられ、歷代世々の天皇が天壤無窮の神勅の隨に神器を奉じて一系の帝位を傳へ給ひ、皆各帝國に君臨して國土を統治し萬民を撫育あらせられし歴史の跡を宣明し給ふもので、矢張今上天皇の今日ある所以を紹述あらせられし御文である。

第參節 君臣の情義

爾臣民、世々相繼ギ忠實公ニ奉ズ、義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノゴトク、以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ。

○爾臣民は陛下が親しく億兆に對して稱呼し給ふ御言葉である。即ち臣子神民たる其方達よと仰せらるゝ義、○世々相繼ギ忠實公ニ奉ズとは元來我が國民の建國以來世々同一の祖先に因りて其の遺業を繼ぎ以て子孫に傳へ。同一の國體に立つて其の生命を千古に持續し、同一の皇室を奉じて忠誠眞實の貢獻を志し歷代世々悉く奉公義勇の至情を致し奮勉努力只管皇運を扶翼し奉りし由縁を嘉獎あらせらるゝ語である。○義ハ則チ君臣ニシテ、情ハ猶ホ父子ノゴトク、以

テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ此の三節三句は實に本篇の眼目であり一般臣子の深く感銘すべき所であつて。義は君臣間の義理を云ひ情は父子の如き愛情を云ふ我が千古不磨の國體も天壤無窮の皇室も、亦實に此の君臣情義の連鎖あるに依つて其の基礎を鞏固ならしむるのである。然らば今回の御大典も實に皇室の御盛儀に止ると云ふ許りでなく實に一國臣民の大慶事であり。之を祝福する國民の情は恰も宗家の慶事を祝福する情念に異ならぬのである。而も我が皇室は世界各國に類例なき尊き家柄であつて創建以來常に一國を以て家とせられ、臣民を視ること恰も父母の赤子を慈しみ一家の子弟を視るが如く、隨つて臣民の皇室を仰ぐことは猶ほ父母を仰ぐが如くであるのは、即ち是れ日本特殊の隨神なる國風である。故に臣民各自が皇室に對し敬愛の至情を以て親み奉る事は此の惟神の國風に從ふ所以で、御大典に關しても臣民人々は之を以て皆銘々の慶事と心得、中心この眞實の歡びを表はす次第なれば、斯る機會に於ては充分に親愛の情意を發揚せしめ、益々皇室に親しみ奉る風を養はなければならぬ。然るに皇室を以て人類社會以外の雲上に在らせらるゝものと敬遠し唯之を畏敬するのみを以て敬虔親愛の念を全ふしたものとすることは皇室の御恩徳を天下に遍から

しむる所以でない。譬ば昔日の如く小數の貴族若は有力なる武人が天子を擁して人民に臨める場合に、皇室は敬すべくして愛すべからざるもの、畏るべくして親しむ可からざるものと爲し。常に之を雲外に置き奉りし如きは所謂政畧上の便宜に供したる一時の變態であつて決して我が日本固有の國風ではないのである。皇室の高處より視給へば日本國中の臣民は恰も其の子弟の如きものであつて、貧富長幼本末貴賤の差別こそあれ、一視同仁の愛情に隔てのあらうやうはない。即ち臣民の情を以てすれば皇室は一般の等しく父母と仰ぎ奉る處であれば、之に盡すに身分の相違に由りて厚薄深淺の差別なく唯敬愛の念あるのみである、之れを正しく國即ち家であり家即ち國といふ國風に適ふ所以で、今回の如き特別の場合に於ては我が一國を擧げて君民の和合一體の實を收むることには國家萬世の治教の上に必要なることと思ふ。されば君臣の義上下の分は明かに異るとしても、皇室と共に根源を一にせる臣民の祖先を崇仰する誠情は父子の關係も管ならざるが世界無比の國體を成す所以なるを思ひ、進んで皇室と臣民とは根本に於て同心一體なるを思ひ、日本臣民は此の世界無比なる國體に立脚して神勅皇謨のまに、天地無窮に向上し發展しつゝ、益々此の優秀なる國風を

振興して大に國民の精華を發揮し祖國最優の美風を宣揚し、より旺盛なる皇運を期成することは吾々臣子の一日も忘るべからざるものである。要するに此の三節五句の要旨は以上神祖に對立せらるゝ陛下の御立場を一轉して更に臣民に對はせ給ひ、臣子一般の祖先が世々相受け相繼いで皇室に誠忠を竭し、眞實公儀に努力したる美風を宣へ給ひしものである。此の君臣の大義名分は儼として明確なるどゝもに、父子の關係管ならぬ上下の恩情の極めて敦厚なる所以が正しく萬國に比類なき國體を成し國民の精華を成した所以であつて、特に皇家萬代の基礎を示し、優秀なる國維の根柢を宣明せられしものである。之に據て見ても海外諸國の多種族に成立せる幾多の集合體が如何に根柢の弱くして情義の薄きものなるかを想像することが出來やう。

第四節 皇考の聖德

皇考、維新ノ盛ヲ啓キ、開國ノ宏謨ヲ定メ、祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ、皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ、聖德四表ニ光被シ、仁澤遐陬ニ霑洽ス

○第四節第一句の皇考とは先年登遐在せられし明治大帝の事を今上帝の仰せらるゝ語で、禮記に王父を祭るを皇祖考と云ひ、王母を皇祖妣といひ、父を皇考といひ母を皇妣と云ふとあるに據られたものである。○維新ノ盛ヲ啓キは明治大帝が王政維新の盛業を啓發して皇國の文運を發達せしめ給ひしことを云ふ。○開國ノ皇謨ヲ定メは徳川幕府の封建鎖國主義を轉開して開明進取の大なる企圖を定め給へることである。○祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キは皇祖先聖の遺訓を受け継ぎ給ひ歷朝世々に行はれし前例の制度典範に従ひ給ひ、千古に銷磨せざる皇室典範を定め憲法を發布し、登極令を施行し國家の憲章を立て給へることである。之れ皆先帝の宏謨を意味されて居る。此の不磨の語に就ては論語に磨して磷せず涅して稱せずとあつて、磷は薄であり涅は皂を染むるものである。至堅の物は磨くとも薄くなることなく、至白の物は涅にて染むるも黒く染まずと云ふ義で君子は濁濁の中に在りど雖も汚れざるに譬ふ。即ち國家皇室の偉大なる典範は千古に銷磨し難き權威を稱した語である。○皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツは、皇國の志圖を大いに廣くして智識を世界に求め空前絶後の大業を樹立し給ふを云ふ。○聖德四表ニ光被シは天皇の御聖德が四海の隈々迄も輝

き渡ることで、陛下が偉大なる御功德の天地四方に普及せらるゝを云ふ。○仁澤遐邇ニ霑洽スハ先帝仁慈の深き御惠澤が遠く帝都を離れた津々浦々の賤家にまで何地如何なる所までも洽く霑ほひ亘つたことである。

回顧すれば先帝は夙に聰明叡智に御座し、至仁至勇文武兩つながら兼備へさせ給ひ、慶應三年正月御齡十六歳にて寶祚を繼承遊ばされた。けれども先帝御踐祚の當時は闔國內外多事の秋であり、天下の大勢は既に國政維新の機運に進み王政復古の曙光は宇内に輝き、徳川氏三百年の將軍政治は將に土崩瓦解せんとする時であり、動もすれば内亂禍患の勃發する虞ありたるために御大禮の儀式も行はれなかつたに、同十月遂に將軍の大政奉還となり、同十二月小御所會議に於て維新の皇謨を定められ、神前に皇政の復古を誥げ天下に其の旨を布告された。明治元年三月天皇南殿に出御ありて親しく天神地祇を敬祭し五箇條の御誓文を立てさせ給ひ、以て有史未曾有の變革を爲し大に國是を定め萬民保全の道を立てられた。爾く匆忙の間に八月を迎へて親しく賀茂上下の兩社に行幸せられ次いで二十七日を以て天皇即位の大禮を舉行遊ばされ伊勢神宮及び神武天智光格仁孝孝明の各御陵に幣使を遣かはされたのである。けれども其の御儀は最も單純質素を極め大嘗祭の如きも漸く四年に至つて行はれし程であつた。かくて九月に至り、

先帝は江戸を改稱して東京に遷幸し給ひ、二年六月神祇官に行幸して國是の一定を告げさせられ、三年正月大教宣布の詔を下し神前に於て元始祭を行はれ、四年九月神殿を宮中に建て、列聖の皇靈を奉安し仰いで萬機の政を視んと欲すと宣はせ給ひ、益々開國進取の方針に則り長くも内外の治政に宸襟を勞し給ひ、外は列國と條約を締結して和親を結び、内は文化の普及と國力の増進に努めて専ら皇基の振興を圖り給ふたのである。以て十五年一月兵制の釐革と共に軍人に勅諭を賜ひ、二十三年紀元節の佳辰を卜して憲法を發布せられ、皇室典範を定め給ひ、同十月教育勅語を下さるゝこととなり、茲に國家百般の憲章漸く確立し國民道德の基礎を定むるに至つた。降つて二十七年日清戰役の事起るや遂に皇國の大勝となり、尋ひで三十七八年日露の大戦あるや亦我が勝利に歸し、四十二年に至り登極令を制定して皇基の根源を示され、爾來幾多の國難を排して國力を公示し、以て世界列強の班に加はり大に國光を輝かし給へることは世人の記憶する所である。

斯の如く先帝は文武兩徳を併せ給ひて國光を萬邦に宣揚し皇運を四表に興隆せしめ給ふのみならず、常に祖宗の御遺訓に基かせられ、億兆臣民を愛撫し給ふこと慈父の赤子に於けるが如く、平素國民の休戚に深く軫念を注がせ給ひ、偶偶天災地變の困厄あれば視察慰問の勅使を差遣せられ親しく下情を察して愛憐を加へ給ひ、時々賜金の恩榮を辱ふし、憐むべき廢疾孤獨の者又は老幼貧窮の徒は常に聖恩に浴し天澤に霑ふて來た。故に戰時に於て出征の家族遺族に對して救養慰撫を加へさせ給ふは云ふ迄もなく、近くは濟生會の事業に皇室費より巨萬の金を割かれ、赤十字慈善費等に資金の餘光を蒙りし等、慈惠の聖徳は普く貧困病者の上に被はれ、下民を思ひ士民を憐ませ給ふ風澤の仁政は實に國民の肝に銘じ骨に刻みて忘るべからざるものである。

仰げば高き御稜威の山、想へば深き御仁徳の海、内外國風を慕ひ四民皆皇化に霑はざるなく、其の宏遠深大なる帝徳の治績は到底凡俗の紙筆に盡し得る所でない。要するに本節七句中の眞義は夙に明治先帝の英邁を以て維新の改政に臨み給ひ、孜孜營々開國の宏謨を進展確立せられ、以て前代不磨の大典を宣布し皇國の國是を樹立し給ふて空前の偉業を萬代に樹て給ひ、赫灼たる治績を傳へ

宏遠なる聖徳を天地四海に光被し給ふ趣きを追懐し紹述し給ひたる御文である。

第五節 祖宗の神靈

朕今丕績ヲ繼ギ、遺範ニ遵ヒ、内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ、外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ平和ノ慶ニ賴ラントス。朕ガ祖宗ニ負フ所極メテ重シ。祖宗ノ神靈照鑑上ニ在リ、朕夙夜競業天職ヲ全クセムコトヲ期ス。

朕今丕績ヲ繼ギ遺範ニ遵ヒとある二句は今上天皇が皇祖皇考の大功績を承け繼ぎ給ひ、先帝登遐の後に遺し給へる教範に遵はせらるゝ義である。○内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安キヲ圖リとは陛下が内外の政務を攬して、内は邦國の基礎を固くし國家の根底を深くして永遠不動磐石の如き安泰を圖り給ふと仰せらるゝ義、此の磐石の磐は大石である。即ち山石の安くして動かざるを云ふ。故に之を大石の義に用ゐる邦基の堅固にして不動なる意に用ゐるのである。○外ハ國交ヲ敦クシテ共に和平ノ慶ニ賴ラムトスとは今後益々海外諸國の交際を敦厚に

親睦ならしめ彼我交も文明の利得を同くし世界平和の慶澤に信頼したいと仰せらるゝのである。此の二句は今上陛下が天位を承け繼ぎて内治外交に關する雄圖を述べ給ふたものと思ふ。○朕が祖宗ニ負フ所極メテ重シとは陛下が國家統治の大典に臨みて祖宗先考の鴻業を負ひ給へる責任の極めて重大なるを仰せ出されたのである。○祖宗ノ神靈ニ鑑上ニアリとは皇祖皇宗の赫灼たる神靈は陛下の行住座臥に聖體を擁護し給ひ、聖績を照し鑑はしつゝ、上天高らかに御座すと、祖宗神祇の實在を確認せられ、而も靈威の稜乎として冒すべからざるものであるを告白し給ふのである。○朕夙夜競業天職ヲ全クセムコトヲ期スとは陛下の朝夕競々業々として天意を慎み苟くも懈怠あらんを戒め懼れ、孜々經營國家統治の天職を全くすべく期成あらせらるゝ義である。恭しく惟ふに現今の狀態は夙に先帝の基礎を据ゑ給へる宏業に於て殆ど大成された。此の帝國の現狀を明治初年に比較すれば其の國運進展の度に於て制度文物典章の整頓したる點に於て既に異常の變革を示し發達を呈して居る。然し乍ら一面より之を拜觀すれば先帝宏圖の天業中未だ完成に至らずして今上に遺されたるものが多くあるのである。現に歐洲の大動亂に参加せる帝國は眞實の意

味に於て尙天下泰平なりと謳歌し難い時機にある。元より世界の動亂は吾人臣民の喜ぶべきものではないが、萬乘君主の御天職としては撥亂反正の御旨に御座すを以て、此の際世界の平和慶福の爲めに至大最善の御期待を爲し給ふも御道理である。長くも今上陛下は今次の御大典に於て宗祖以來の大業を御繼承遊ばさるゝこととなり、皇謨を恢弘して世界最高の文明國となされ、人類平和の保障者たるべき天神の示啓ある帝位に即かせ給ひしもので、言は、先帝の御即位當時よりも其の天職に對し神業に對して一層重大なる責任を御負擔在らせらるゝこと、拜察さるゝ。即ち上は皇祖天神に對し先帝に對し、下は臣子億兆に對し世界人類に對し、更に我が帝國の爲め全世界の爲めに一大天職を負はせ給ふたもので、此の天職帝業を翼賛し奉るべき吾々國民にとりては此の御大典の勅語が最も意義の深遠なるものであると言はねばならぬ。要するに本節六句に亘る大意は以上幾多の由來を閱し給へる列聖及び皇考の大業を繼續し給ひ、其の光耀たる典範を奉遵奉行せらるゝと共に、内は邦基の大磐石を期し、外は異邦の交誼を敦くし、相互に平和の慶福に霑ふべきを期成し給ふ陛下の大責任を宣せられたの

である。此と同時に益々競心經營日夜神祖神宗の照鑑を畏み仰ぎ奉りて、愈々天業の完からんことを期待し給ふ御文である。

第六節 國光の顯揚

朕ハ、爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ、勵精其ノ業ニ從ヒ、以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル。庶幾クハ、心ヲ同クシ力ヲ戮セ、倍々國光ヲ顯揚センコトヲ。爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ。

○朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リとは陛下が臣民に對せらるゝ御詞の冠句で、此方は其方臣民一同の忠義高く誠深きを信じ、各自其の司職分限を冒すことなく、互に其度を守てよとの義。○勵精其ノ業ニ從ヒとは精一杯力一杯に人々各自の日常の業務に奮勵し從事してよとの御意である。○以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ルとは前二句の忠誠分を守り勵精業に従ひを受けて、皇國皇室の運命を扶護し翼讚することに努力するものと確信するものであると奨鼓し給ふ譯である。○庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セとは陛下が改めて臣民に希望を宣べ給ふ語で、

請ひ願くは人々何れも其の精神を同一にし、其の勢力を戮せて同心一體となり一致の實を、擧げよとの思召である。○倍々國光ヲ顯揚セムコトヲは即ち臣民各自は同心一體舉國一致協心戮力して多々倍々世界に對ひ日本帝國の光榮を顯彰し宣揚すべく努力せんことを望むとの給旨である。○爾臣民其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨは前節數句の御言葉を統轄された結末の文で、以上具さに宣言したる事項に就き爾臣民一般は充分自分の意志ある所を感銘服膺し、之を深く體得しで忘るゝ勿れよとの真正誠意を覃め給へる御勅語である。勿論先帝の御即位當時は内亂の爲めに國內民心の分裂したる時世であつて、其の當面の急務は内亂の鎮定が必要であつたけれども、今日は全然之と趣を異にして居り、前古未曾有の世界大動亂に遭遇し、當に其の競争の渦中に在るのである。されば吾人國民たるものは眞に質實雄大にして剛健なる實力を期せなければならぬ。苟くも國にして此の氣慨なければ、新帝陛下が如何に上に在りまして先帝の御大業を繼承せられ、其の御理想を實現せんと叡慮を惱まし給ふとも、遂には其の効果を期待することが出來ず、何を以てか克く陛下の御信賴に答へ奉ることが出來やう。吾人は既に島國的日本人ではなくて、世界的神國民である。須らく世

界的大活躍を要する時機となつて居る。宜しく相互に和衷協同し君民一致の大精神に起つて皇運の扶翼に奮勵努力し、依て以て先帝陛下の御遺業を完成し奉ることに心懸けねばならぬ。

是に於てか最末第六節の大意は至尊の優渥なる觀念を傾注明示せられ、我が臣子億兆の忠誠義烈の真心を喚び起して、國民各自の分度を重んじ其の業務を勵精して皇運の萬一に扶翼し奉るべきことを期待せられ同心協力一致和衷倍々國光の顯揚を、希望し給へる熱心なる御文である。殊に末節の一句に至つては綸旨儼乎として汗すべく、臣民各自の胸臆に體現すべき至深至高の御光威を含ませ給ふと拜察さるゝ。吾人臣子は一層感奮勇躍して深甚英烈なる陛下の御聖意に對へ奉らねばならぬ。

第七節 御大典の光華

吾人は曠古の御盛典に關して親しく拜觀せし江湖の士より當時の御模様を承るに、先づ高御座の玉座定まるや、松田海江田の各侍従は鞠射如として壇上に進み左右より靜々と御帷を擧げ奉りぬ、嗚呼何たる神々しさぞ陛下は御束帶

に黄楡染の御袍を召させられ、象笏を執らせられたる宸儀嚴然宛ら日輪赫耀の光輝を目前に拜する如く、燦たり爛たり、使節皇族群臣百官「はつ」と許りに靈威に打たれ、胸轟き心戦く其の一刹那よ……、鉦一聲南庭に響き渡れば乃ち諸員一齊に謹み畏み最敬禮を爲す、あゝ其の瞬間の光景よ、神嚴の極なく壯美の絶なり、筆舌の形容すべき限りにあらず、日本帝國の最大權威、日本國民の最大幸福、今正に高潮に達し滿庭今や尊王愛國心の白熱點に到れるの觀あり、高御座の御蓋上なる金色の鳳鸞と共に手舞ひ、繼壇の極彩式の麒麟と俱に足躍るの感あり、南榮の瑞風にはためく帽額の一輪の日華を繞つて五彩の雲動く、歡天喜地の表徴は人と物とに溢れざるなし、萬歲幡の影玉砂利地に長うして聖壽國運の無窮なるを示す。此の時大隈首相は各國使節並に各大臣等と共に殿上高御座の左方板敷の所定の位置に列立してありけるが、此の折西階を降下して黄ばめる萬顆累々たる右近の橋樹の前を通り南庭に出で北面して階下に立てば再び起る鏗然たる鉦一打の合圖に諸員恭しく最敬禮を奉る時しもあれ天皇陛下には大山内大臣の捧ぐる勅語を群臣に下し賜ふ。玉音朗々として御庭の隅々までも響き渡り、參列の群臣百官心魂に徹して有難くも尊しや、長くも皇祖皇宗の

遺烈により萬世一系の皇位を踐み、大日本帝國統治主權の御本位に即かせられ、臣民の幸福を増進し智徳を發達せしめ忠愛なる臣民の翼賛に據り國家の進運を扶搏し、國是國威を彌大に彌深にさせ給はんとの大御心を拜し奉りては諸員情極り感涙泉の如し。偕も大隈内閣總理大臣は此時紫宸殿の南階中央を人杖して昇り南榮の下に恐る懼る群臣を代表して壽詞を奏し終りて稽首一拜の後後向に階の左の隅より徐々として下降し南へ歩む事十八歩左右萬歳播の中央前面に佇立して萬歳、萬歳、萬歳と聲を限りの大聲に三唱すれば、殿上殿下の使節群臣一齊に之に唱和す、立纓は斜めに、袍は相擦れて紅綠駭き此と許りに動搖めき渡る蓬沛の聲に軒廊の御壁も爲めに張裂くるがに疑はれける。斯く三度唱和し終れば大隈首相は西階を昇りて座に復す時正に大正四年秋十一月十日午後三時三十分なりき。と報じて居る。

之を拜せる群臣使節の感想を窺ひ見れば先づ大隈首相の清談中に、長くも遠くも上には本日高御座に昇らせられ下万民に向つて御即位の事を宣らせ給ふや、其の崇高森嚴なる光景は實に名状すべからざるものありき。予は本日此の間に於て最も大切なる御勤めを敢てし、壽詞を奉讀するの光榮を得たる感懐誠に言語

に絶するものあり。而して午前に行はれたる春興殿御儀には此所にも外國使臣等參列の光榮を有し、雅樂囀として奏せられ、聖上親しく皇祖皇宗の神靈に對し祭典を行はせられたる我が建國の精神と興隆の機運を發揮せるに對しては覺えず崇嚴なる光景に打たれて、基督教國の外國諸臣も深きインスピレーションに打たれ、崇高にして莊嚴なる天神の神威に敬虔の念自から禁する能はざりし事を信ず。皇國の興隆益々隆ならんとする今日、予は國民一致彌々忠實を盡さんことを衷心より覺悟したり。殊に陛下が高御座に昇らせ給ひて東語をでし賜はつた其の莊嚴なる御様は寔に前古に絶し各國の使臣も亦深く敬虔の念に撲たれた様子である。此の敬虔の念に撲たれた精神的インスピレーションを見て、所謂宗教とは斯る空氣の充滿した場合に出来るものではないかと思はれた。勿論朝の賢所の御祭には古雅な音樂を奏し饗饌を行はれたが、基督教國使節も崇高なる帝室の大祖天照大神に對しては疑ひもなく敬虔の念を懐き一齊に起つて御拜をなした。これは天佑の保全に依る萬世一系皇統連綿たる我が帝國の祖神に對する國民的精神が溢れて居るのに自然に感動したのである。平素動もすれば喧噪を惹起し易い貴衆議院も此の盛典に列しては肅然として水を打つたる

如く敬虔の念が溢れて居り、皆謹んで居たのを見て更に稜威の偉大なるを感ぜずにはゐられなかつた。とある、さては此の偉大なる神宮に接觸したる各國使臣の感想を耳に日本天皇陛下の御服装は宛ら神道の神様が天降られたかを拜せられて森嚴比類なく一種の宗教的尊嚴に打たれ我れ知らず其の御懿徳に自づから頭が下つたと云ひ、或は莊嚴と云ふ莊嚴は今日始めて其の意を解する心地して終生忘るべからざる印象を深く又どなき敬虔の思ひを厚くせりと云ひ、又は日本の國體の比類なく美しきことに感歎したと云ひ更に彼の古典的な神々しい印象は永久に忘るゝことの出来ないことと云ひ、勅語御朗讀の最後に爾臣民其れ克く朕が意を體せよ。と仰せられた鶴聲の隈々迄も響き渡つた刹那、不思議にも天外より一羽の鳥飛來つて二聲許り嬉し鳴きをしたことは八咫鳥の故事さへ深く憶はれて奇瑞とや申すべきと云ひ、紫宸殿の御儀の神聖にして莊嚴なる印象は其の云ひ知れぬ美觀と結び附いて實に雄大の感を與へられ、又日本古代の服装と最近の文明の世の服装とか色彩に於て形に於て實に面白い調和を示した事は幾世紀もの以前から今日に至る迄の各時代の粹を集めて、宛らの「パノラマ」として自分の前に繰り延べられた様に感ぜられ、是れ纏て日本國民の美しい感情を形に現はしたものでないかとも思はれ、或は又日本古代の文明の結晶を示されたものとも思はれて實に嬉しい感に堪へないと云ふ風であつた。此の外一般の感觸を想像しても此の大典の光華が如何に世界に發揚せられたるかを拜察することが出来ると思ふ。

結語

即位大嘗と恩典の詔勅

吾人は茲に御即位に關する勅語の解説を終らんとするに臨んで即位禮及恩典の要旨を説明したいと思ふ。元來御即位禮は大嘗祭と共に歷代天皇が御一代御一度の最も重大なる御典儀である。殊に御即位式の趣旨は皇祖天神の御聖意に基き世々國家統治の天職を繼承あらせらるゝもので、單に皇統の御傳承に止まらず、陛下親しく祖宗に代りて國土を治安し萬民を撫育し給ふ重き御事業と御責任とを負はせられ、御手づから天祖大神を祭り給ひ敬神宗祖の大義を宣明し、報本反始の誠敬を述べさせ給ふのである。されば先帝は夙に叡慮を煩はし給ひ去る明治二十三年を以て皇室典範を制定せられ、續て四十二年登極令を制定あらせ給ひしが、當時陛下には歐米各國の風習と現今の時勢とに鑑み給ひて、古來の制度を參酌せらるゝと共に現代の世態に適應すべく鄭重なる審査を遂げさせられた。故に之を拜する時は克く國體の精神に基き時勢を達觀せられし跡歴然として窺はれ如何にも忝く拜せらるゝ。中にも賢所大前の儀の如き神武帝以

來の御式典に基かれしもあれば、亦紫宸殿の儀の如き群臣を集めて皇位の繼承や、國家統治の大權を受け給ふことを御宣告になるといふ中古以來の古式を則られしものもある。殊に上古は御即位式場で神鏡劍璽を案上に奉安せし事が見えて居るが、後世になつては神鏡は別に神殿を建て、奉安崇敬することとなり、爾來容易く御動座のことたる踐祚の日にも劍璽のみ新帝の方に渡り給ふと云ふ例であつた、勿論上古は踐祚の御式と即位の禮典が全然一であり、同時に行はせられて殆ど其の區別がなかつたのであるが後には之に區分を立て別に禮を設けて即位式を擧ぐる様になつたから、天位は片時も空しくされず、萬機の政は一日も廢すべからざる譯より取敢へず劍璽の授受を以て御踐祚と定め、更に群臣百官を集めて嚴かなる御即位式を行はるゝこととなつたのである。かるが故に今回行はせられし御大典も先づ登極令の規定に準じ、天皇は皇后代理と共に神器を奉じて京都に遷らせ給ひ、當日先づ第一に賢所大前に即位の事を告げ給ひ莊嚴なる祭典を行はせられし後、更に紫宸殿に於て即位の禮を擧げさせ給ひ内外臣民に之を示し拜觀を許されし次第である。然れば今後は此の兩儀を以て即位禮の本體と拜察すべきである。次に大嘗祭の由來は天祖天照大御神が高天

原に於て皇御孫尊に神器の御親授并に天壤無窮の神勅を下れし時、特に天兒屋命太玉命に詔して「吾か聞し召す高天原の齋庭の穂を以て亦吾皇孫御命に供御さしめ奉れ」とて授けられし稻穂を此の國土に播種し、其の新穀を以て皇祖天神を祀り神恩に報ひ奉りしに起原するもので、毎年行はるゝ新嘗祭や神嘗祭と其の主旨に於ては變る所がない。然るに天武帝の御世に至つて新嘗大嘗の祭を劃然と區別せられ、大嘗祭は天皇御一代に只一回行はるゝものとなつた。併し乍ら歴代の天皇が皆悉く行はれたとは云へないので武家時代には經費の爲めや準備の整はない爲めに行はれざることあつた。兎に角御代始ての大嘗祭は新帝が此の國土を統治し初め給へる場合なれば、特に御準備を鄭重にし御儀式を嚴に爲し給ふので實に御一代に亘る一度の御盛典を仰ぐべきものである。此の御祭りも同じく祖先崇敬と農業の勸奨を本義とする國風を實現して居る。之は日本が古來農業を以て立國の本位とせし聖慮に基き、上は天神地祇に奉養し下は臣民一般に告示するゝ至大至重の御祭典なれば、第一に御祭りの準備として齋田の點定があり、其の所有者から新穀を供納せしむる譯である。古來齋田の撰定には肥沃の地を擇ぶとにも、最も清淨を重んぜられた事も亦祖先崇敬に篤き

を致す所以で、今回に於ても此の齋田を愛知香川の縣内二國に定められ此の兩國より作り出せし米粟を御饌御酒として献られたものである、要する我が國民は斯く迄祖宗を崇敬し農耕を鼓舞せらるゝ聖慮を奉體して常に謹慎恭敬を旨とし國家民生の慶福を期成せなければならぬ。かくて陛下は即位大禮を行ひ四海に君臨したまふ初めに當り、改めて立國の大本を説き君臣一體の情誼を示し給ひしことは既に前節の御勅語に於て説明せし所である。中にも義は即ち君臣にして情は猶父子の如しとの御精神は七千萬の國民貴賤となく貧富となく誰も皆一子に異ならざる思召として拜承し感泣し奉らぬはない。是ぞ即ち博愛同仁の大御心であつて萬國に雙びなき國體として上下國民が陛下の御爲めには水火をも辭せざる所以である。されば陛下は此の大禮の嘉祥に當りて普く仁慈を布き以て朕が慶福を頌たんことを念ひとの詔書を發して罪囚の恩赦を行はせられ、更に蓋を存し毫を問ふは人に孝を教ふる所以なり、惠を敷き恩を垂るゝは民の乏しきを濟ふより先なるはなしとの御沙汰を賜り、老を犒ひ且つは賑恤の爲め百萬圓を賜はつたのである。是れ即位の大禮は單り皇室の慶事のみならずして實に國民の聖典なりと云ふ所以で、其の慶福

を民と共に頌たんとの仁慮に胚胎し、之と共に民に善行の範を示し、博仁の規範を垂れ給ふのである。併し乍ら平等の上に差別があり、同仁の裡に秩序のあるは國家治政の要素である。茲に於てか深遠なる聖慮は臣民の國家に功勳あるものに及ぼし、恪勤渝誠を嘉し、勳績顯著なるを賞し、以て敘位敘勳の御沙汰を下されたのである、其の殖産興業に力を致せるものや、其の國政治績に勞を積めるものや、其の教育感化に功を立てたるものを普く選んで簇賞せられ、加ふるに聖恩枯骨に及んで贈位の事迄も仰せ出された。是ぞ即ち祖宗の宏謨を尊重し國家の歴史を敬愛し給ふ所以である。聖慮の畏きこと實に斯の如しである。然るに此等の新しき叙位叙勳者並に故き國家の名譽に任ずる人々が徒らに位階勳等に矜り、或は爵祿功記に誇り、皇室の關係に深淺あるが如き思ひを爲さば是れ國民を視給ふ一子の如き大御心に悖ること甚しきものと言はねばならぬ。吾人は即位の御勅語に對して陛下が萬世一系の帝位を傳へたまふとある御言葉と共に爾臣民世々相繼ぎ忠實公に奉ずと詔ひて、君が一系に御坐すと共に民も亦世々受繼ぎし誠忠を認め給ひ、かくして情は猶父子の如く一視同仁の御心より國民と慶福を頌たれ給ひたるを光榮とし、永き世を経とも聖旨を感謝しなけ

ればならぬ。

41

さらに叡慮を窺ひ奉れば、恩赦を行ひたまふに當り、大赦の仰出なく特赦、減刑、復権の御沙汰あらせられたること、減刑に就ても人倫人權を重んじ、勸善懲惡の趣旨に依りたることは皆深き思召の存すること、忖度し奉らるゝものである。此等の局に當る者は深く其の實行に慎重の態度と注意とを拂はなければならぬ。若しも其の考査を誤りて表面一遍の取扱に失せば仁慈の聖慮は却て其の人を害ひ社會を毒することゝなるであらう。世に免囚保護の企ては少くないが而も其の成績に至りては遂に肯首することが出来ない、宗教家や感化事業に對して此の際特に深き注意を喚起さねばならぬ。恩赦に浴して更に罪を重ぬるが如きは出獄後の境遇事情並に精神状態に大なる關係を有するものなれば、此等は世の感化事業家の責任の範圍に歸する。尙賑恤賜金の活用に就ても同じく在來の例に依り、御役所流の處置を以て能事畢れりとするは甚だ宜しからぬ須らく歐米各國の社會事業界が如何に活動し、以て其の國民に對して精神的満足と與ふることに努力せるかを考査し、民間適當の人物を交へて之が處分を議し、以て恩賜の御精神を貫徹せしむることに努めなければならぬ。要するに恩

典は天則である。之を生かすと之を殺すとは當局並に民間有志の責任に歸すべき道理である。吾人は勅語解説の終りに此の意見を布行して大方の清鑒を促す次第である。

恩赦養老

賑恤の詔解説

去る十日御即位ニ際シ恩赦並ニ養老賑恤ノ儀ニ付左ノ通仰出サレ

養老の御沙汰

耄ヲ存シ耄ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ、惠ヲ敷キ恩ヲ垂ル、ハ民ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ。茲ニ登極ノ初メニ方リ、祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭シテ朕力意ヲ宣布セシメヨ。

恩赦の詔書

朕大禮ヲ行フニ當リ、普ク仁慈ヲ布キ、以テ朕力慶福ヲ頒タムコトヲ念ヒ、特ニ有司ヲ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム。

爾有衆其レ克ク朕力意ヲ體セヨ。

御名御璽

各大臣副署

大正四年十一月十日

(一) 御沙汰

蓋ヲ存シ耄ヲ問フハ、人ニ孝ヲ教フル所以ナリ。

○御沙汰とは官符の御指令であつて即ち今上天皇が下し給へる養老賑恤の御沙汰を意味する。○蓋ヲ存シ云々とは本節第一句の御言葉で第四句の養老賑恤を喚び起して居る。耄は年齢七八十歳の老人を云ひ、耄は齡九十歳の老人を云ふ、七八十歳の老衰した人間を憐ひて世間に生存せしめ、生ひ先き短かき九十歳の坂を越えんとする老者を慰め問ふは、人の長たり人の子たるもの、道である。世人に對して孝道を教ふる所以である、孝は百行の本であるの忠道の準備であつて子孫たるもの、眞心から父母に仕へ老者を養ひ祖先に仕ふることである。

○惠ヲ敷キ恩ヲ垂ル、ハ、民ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ。

を懸け慈惠を施すには先づ以て貧者窮乏の者を苦痛より濟ふが第一である。浮世に病める者や老ひて業なきものは社會から無用視せられて天命を完ふするこども出ず、世に生存することも困難なれば、心ある人は之を濟ひ之を勞らひ

仁惠を施すが人道の第一義であると、長くも陛下躬ら用を節して賑恤養老の勅を下し、活ける模範を國民に示されたのである。

○茲に登極ノ初メニ方りとは、陛下御即位の當初に於ての義である。

○祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ、養老賑恤ノ典ヲ行フ。

○祖宗ノ遺範ヲ紹述シテとは御祖先の傳へ置かれた御教を御受繼遊ばし御引延ばしなされてと云ふ意。

○養老賑恤ノ典ヲ行フとは老衰して頼り少き者を養ひ一日も長く此の世に生存せしめんと金品を賑はし、貧老を恤み濟はるゝ御掟を行はせ給ふの義で此の第四句が本文の骨子眼目である。

其レ有司ニ諭シテ、朕ガ意ヲ宣布セメシヨ。

○其レ有司ニ諭シテ云々とは陛下が親しく總理大臣に仰せらるゝ言葉で、汝其れよく要路の官人に諭達して此の御沙汰を取計らふべく、國內の貧民老衰者に對して朕が意志のある所を宣べ傳へしめよとの御勅である。

要するに此の一篇の御詔勅文は陛下が真心から恩惠を施し給ふて、貧老窮民の苦境を濟はせ給ふと云ふも専ら敬老孝親の道の龜鑑を躬ら教へ諭さるゝ所以で、彼の神代に伊邪那岐神が意富加半豆美命に愛しき青人草の苦瀬に落ちて憂しまん時に助けてよ

と仰せられし御心を宛ら、即位大禮の佳節に於て宣布せられ、深仁なる祖宗の洪範を紹述すべく普ねく黎元に賑恤の特典を頒ち與へ給へるものと拜察さるゝ。

(二) 恩赦ノ詔書

恩赦とは罪ある人を君の情けをかけて慈しみ救はせらるゝことで、之も御即位舉行に際し仰せ出された御詔である。即ち罪科ある囚人の減刑や陸海軍吏の懲罰や免除や、出納官吏の辨償免除等が其れである。

朕大禮ヲ行フニ當リ、普ク仁慈ヲ布キ、以テ朕ガ慶福ヲ頒タンコトヲ思ヒ、

○朕大禮ヲ行フニ當りは陛下今回即位の大典を行はせ給ふ機會に際しての意。

○普ク仁慈ヲ布キとは第四節の恩赦を喚起した句で、大小の罪科ある一般の者に普く慈しみを施さるゝ義である。

仁慈とは人を憐れみ世を慈しみ情けを懸けることである。○以テ朕ガ慶福ヲ頒タンコトヲ思ヒとは、陛下が新に即位の大禮を擧げさせらるゝ慶びと福ひとを一同に頒ちたいと思召しての意。

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

○特に有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム、

て恩赦の御沙汰を取計はしむるとの御文である。

爾有衆其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ。

○爾とは一般衆民を指示された詞で、有衆とは有らゆる衆庶人民に懸る辭、以上仁慈の思召に基き即位の大慶を衆庶と共に頒つべく特に恩赦の令を下すことを克く胸裡に會得致せよと仰出されたのである。要するに此の一節五句の聖旨は陛下の親しく皇位を踐み大權を負はせられ、盛なる即位の式典を行ひ給ふ慶福を衆庶に頒たせらるゝ大慈大悲の恩命を宣示せられし御文で、上下交々之を仰ぎて叡念の厚く稜威の深さを體得し感泣感銘して忘るべからざることである。

尙即位の恩典には神社の昇格を始め贈位叙位叙勳等數多の御沙汰があれど、夫れ等大要の意義は既に前節八篇に於て解説を試みれば具さに以下左の録事と對照せられ充分天意の優渥なることを感謝すべきである。

録事

優渥なる御恩典

新帝が御一代御一代の御即位式に際して宣誥在らせ給へる御勅詔の此上なく忝きことは前節に説明せる如くであるが、更に同日仰出されたる養老以下六種の御恩典は最も有難く貴く、而も其の意義の深遠なるものなればこゝに録事として記述することとした。即ち第一の養老は我が國道徳の根本たる孝敬の道を奨勵し給ふもので、昔皇祖大御神は天孫に神鏡を授け賜ひ、宛

爾之を視まさんこと猶吾を視るが如くせよと宣り給ひし神勅を畏み給ひ、宛らに賢所の御儀を親祭あらせらるゝと、此の養老の詔を國民に宣して祖先崇敬の本義を體現せられ耄耋を賑すべき旨を宣べ給へるもので、是れ實に皇國の神道日本人道の眞髓を實現せられしものである。之に據て見ても新帝陛下が如何に祖宗の遺範を紹述し給ふことの厚きかを拜察せらるる。

さらに第二の御賑恤は陛下が博愛仁慈の大御心を普くし給ひ、貧苦に惱める國民を慈しみ彌々益々青人草の榮えんことを希ひ給へるものなることは申す迄

もなし。次で第三の恩赦は穢ある民草を清くし罪ある赤子を憫ませ給ふ至仁至聖の御叡念に基かせられしものである。第四の神社昇格は敬神崇祖の大義に範り天神地祇を尊崇あらせ給ふ最も有難き大御心の發現せられしもので、近く帝都永田町の日枝神社も其の一に加へられ給ふた。惟ふに今回御昇格になつた全國の神社は悉く延喜式所載の神が御座すが中にも同神社のみは格別新しき方に屬し、彼の太田道灌が江戸城を創築せし當時城下の氏神として勸請したもので、言はゞ東京市の守護神なるが爲めに此の曠古の御大典を期とし特に昇格仰出されたること、恐察し奉らるゝ。第五の贈位は往時國家に盡瘁したる功臣を追念し給ふ意味で、中に就て特筆すべき方は山科大納言言繼卿である。

卿は後奈良正親町兩帝に仕へ勤王の志厚く國家離亂の爲め皇室の式微し朝夕御供の自由ならざるを慨し東奔西走して諸國の豪族に交渉して皇室費の維持に務め水祿十二年には正親町天皇後奈良院の第十三回忌を修め給ふ能はざりしかば織田信長の斡旋によりて其の資を奉獻せしめて遂に天皇の御素志を貫徹せしめられた忠臣であるけれど性恬淡にして生前陞叙の思召を辞退し今日まで正二位の地位に止まり居られたるを、今回更に従一位に進められたものである。第

51

六の叙勳は現代に於ける功臣を賞せられたもので、中にも黒田侯は廿餘年間貴族院副議長たりし功績を思召され、犬養島田の兩氏は憲政の勳功者であり、且つ奥田井上兩氏は御大典に關する東京々都兩市長として勳功を御嘉賞あらせられしもの、拜察さるゝ。尙ほ叙勳は廣く各方面に及びたるも然も舊弊に流れずして官吏の如き年功以上の進叙せらるゝものは成るべく除外せらる。斯くは海嶽よりも深くして高き新帝陛下の御仁徳は覺えず膚に汗して感激し奉るの他はなす。

壽詞

○壽詞を「よごと」と訓むは吉言の義で、今上陛下が新に即位の大詔を宣し寶祚を承け継ぎ給ふことを壽き祝ふ詞である。されば古來吉言の例には天智十年紀正月の條に進於殿前奏賀正事とある類で、即ち今回紫宸殿の儀式に於ける陛下の御勅語に對し、大隈首相が帝國臣民を代表して御即位の大禮を奉賀し、寶祚の無窮と聖壽の萬々歳を祝福する意に成るものである。此所に稱ふる壽詞一章は臣重信謹みて言す以下六節六十二句に亘る全文を指示するので、是正しく今上陛下に對する國民全部の熱腸せる赤誠を披瀝し奉つた千古不聞の歡聲である。

第一節 即位の大禮

臣重信謹みて言す

○臣重信云々の臣は、勅語に仰出されし朕とあるに對照せる言葉であつて、現に内閣總理大臣大隈重信伯が臣民の分を以て今上陛下に奏奏する意味の語である。○謹みて言すは大隈首相が恐れ多くも一天萬乘の天皇陛下を謹み敬ひ言上し奉れる壽詞全文を總括した冠頭の字句を意味し、具さに伯自身の言狀を表白せる義である。

伏シテ以ミルニ

陛下萬世一系ノ寶祚ヲ踐ミ、乾綱ヲ攬リテ坤維ヲ總ヘ、茲

ニ天津高御座ニ昇御シ即位ノ大禮ヲ行ヒ給フ。

○伏シテ以ミルニは、大隈首相が紫宸殿上の高御座に進み天顔に咫尺して勅語を賜はりし時、低身膝伏して陛下に壽詞を奏上する場合に發る第一節初句の詞で、臣大隈が恐れ多くも平伏敬拜して考へ見まするにと云ふ程の義。○陛下萬世一系ノ寶祚ヲ踐ミの陛下は今上天皇を稱し奉る敬語であつて、先づ首相の言葉に係る。萬世一系の寶祚とは千萬歳に動きなき一系の皇統に因つて繼承し給へる天皇の寶祚を敬稱し、陛下の親しく天つ日嗣の御位を踐ませらるゝことを云ふ。

昔天祖大御神が皇孫の御降臨に際するや、豊葦原瑞穗國は是れ吾子孫の王た

るべき地なり云々寶祚の隆えんこと、天壤と窮り無かるべしと宣り給ひし神勅を意味する、○乾綱ヲ攬リ坤維ヲ總べとある。乾綱は即ち政治の大綱であつて陛下が國家統治の大權を攬り給ふことを意味し、坤維は地の成立する大綱を云つて國土に成育せる萬民億兆を愛撫し、天下百般の事物と業務を總覽し所知食さるゝ義である。茲に於てか年々皇太神宮に奉奏する祈年祭祝詞にも、「皇大神の見齊かします四方國は、天の壁立極み國の退立限り云々八十綱打懸けて引寄することの如く寄ざし奉らばとある意味の天地六合を兼ね八紘を蔽へる御宏猷を讀したる語である。恚る天猷皇謨を掌握し給ふべき天津日嗣高御座の御業に關はる第四句を喚起された句である。

○茲ニ天津高御座ニ昇御シとは茲に陛下は十一月十日の嘉辰をトし給ひて紫宸殿に奉安せる高御座に昇らせ給ふと云ふ義。天つとは天つ日繼を承けさせ給ふ御座を尊稱したる語、高御座は天皇の昇らせ給ふ御座の名稱であつて東西(正面)二丈、南北(奥行)一丈八尺、高さ一丈九尺六寸金色燦爛たる鳳輦の如きものである。高とは崇高至極のこと御座とは御位と同意味で轉じては崇高至極なる御位をも稱す。即ち即位の御調度中最も尊重すべき天位の御座である(是は往昔皇

祖天神が皇孫邇々杵尊を日本に降して此の國家を統治せしめ給はんとする時親から皇孫を天津高御座に合座奉りて三種の神器を授け給ひしことに起源して居る。○即位ノ大禮ヲ行ヒ給フとは陛下が高御座に登りて御位に即かせ給ふ趣きを先づ皇祖天神に告げさせられ、次で内外臣民に御示しになり、國民は代表者を立て、親しく御喜びを申し上げる御禮典である。我が國の登極令に因ると踐祚の御式を始め賢所大前の御祭儀と、紫宸殿上の御禮典と大嘗祭の儀とを總括して即位の大禮を稱へられて居る。之は既に前章勅語の解に要旨を説けるごとく壽詞以外は皆陛下の親ら行ひ給ふ御禮典である。

遠邇瞻仰シ億兆抃舞ス

○遠邇瞻仰シは遠く帝都を僻れたる臺灣朝鮮を始め海外諸國の使節は勿論、邇き國內の參列者一般の蒼生等が共に即位の盛典を仰ぎ瞻ることである。億兆抃舞スとは億數兆數と數限りなき人民が歡喜の餘り手を打ちて舞ひ躍り祝ひ奉ることである。

臣重信誠懽誠喜頓首頓首

○臣重信云々頓首々々と重ねたるは概ね日用文の末尾に用ゐる敬禮を表する語

であるが、茲は主として壽詞第一節の末句を結ぶ爲めの敬語に用ゐたもので、賤くも陛下の一臣民として億兆を代表せる重信の身に執り、此の千載不磨の大典に参列する光榮を忝ふすることは眞に懼ばしく誠に嬉しく難有き極みで、吾知らず頭は下り幾度となく首を地上に仰ぎ乍ら衷心から誠意を拂つて祝福し奉る意味である。要するに本節は勅語の第一節に於て即位の禮を國民一般に誥げさせ給ふ聖旨の厚きに對照し、以上帝國臣民を代表して其の赤誠を披瀝し、優渥なる御詔勅に對し深く之を感謝し奉る文で本篇結末の句と同義である。

第二節 皇基の確立

伏シテ惟ミルニ

皇祖、天壤無窮ノ神勅ヲ皇孫ニ錫ヒテ八洲ニ君臨セシメ、三種ノ神器ヲ親授シテ、五部ノ神ヲ臣事セシメ給フ。萬世不易ノ皇基確然トシテ爰ニ定マル。

○伏シテ惟ミルニは前節の冠頭語に同じく首相の低身平伏して只管皇位の由來を思ひ見る義で、此れ亦皇祖以下の本文を喚び起してゐる。○皇祖云々の皇祖

は天照大御神を稱し奉る、天壤無窮ノ神勅ヲ皇孫ニ錫ヒテ八洲ニ君臨セシメとあるは遠き神代に皇祖天照大御神が皇孫瓊々杵尊を此の國土に降し給はんと、天津朝廷の御座所の上に座し奉らせ給ひて天位に即け奉り天業を授け給ふ時に「豊葦原千五百秋の瑞穂國は是れ吾か子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就きて治らすべし、行け寶祚の隆えまさん事當に天壤と窮り無かるべし」とある御神勅を錫ひしと共に、爾來八大洲本島と數多の島嶼に成れる大八洲國の日本を統治すべき君主として此の土に降臨あらせ給ひたるを云ふ。○三種ノ神器ヲ親授シテ五部ノ神ヲ臣事セシメ給フとは、此の時天祖が親しく皇孫に授け給ひたる天璽の鏡劔玉と稱するもので「中にも此の鏡は専ら我が御魂として吾が御前を拜くが如伊都伎奉り給へ」どの尊き御詔を下し給ひ、同時に五部の侍神を扈從せしめ永久に臣事せしめられたことである、此の五部の神と云ふは古事記に所謂五伴緒と稱ふる部族の長神五柱である。伴は群れを云ひ緒は其の長を意味する語で、即ち彼の中臣連の遠祖天兒屋命を始め、忌部首等が祖先布刀玉命猿女君等の始祖天宇受賣命、鏡作連等の祖神伊斯古理度賣命、玉造連等が祖玉祖命の五柱神を皇孫の臣下として事へ奉らしむべく特に天降し給ふたのである。

○萬世不易ノ皇基礎然トシテ爰ニ定マルとは上に掲げ奉れる天壤無窮の御神勅は長くも天祖建國の根本となり、貴くも天位の根元となり、萬世に易りなき皇位の基礎となりて、爾來天地の有らん限り確乎不動の生命を存續しつゝ、歴代世の皇運を扶翼し、列聖の皇謨を隆昌繁榮ならしめ、至上崇高なる陛下の御稜威を倍々尊嚴ならしめ、永遠に儼立して窮りなき寶祚を茲に確定せしめたるを云つたのである。要するに本節四句は前章勅語の第二節に於ける皇祖肇國の神勅に基く皇位の根源を祖述し給へる御文に照應し、さらに其の由來の尊貴悠遠にして茲に確立せる皇基の深大にして根抵の甚深なる所以を奉稱讚歎したる詞である。

第三節 天業の恢弘

皇宗英武聖明、皇祖授國ノ宸意ヲ體シ、天業ヲ恢弘セントシ、皇師ヲ帥キテ中州ヲ平定シ、皇位ニ即キテ萬機ヲ親裁シ、大ニ經綸ヲ行ヒ、洪範ヲ後聖ニ貽シ給フ。而シテ、皇孫ニ奉事セシ諸部ノ子孫、亦咸先志ヲ繼キテ皇謨ヲ翼賛ス。

億載一統ノ皇業、蔚爾トシテ維レ崇シ。

○皇宗英武聖明とある皇宗は、前節の皇祖天照大御神に對立せる語で即ち神武天皇を稱し奉り、英武は英邁なる陛下の御氣象と威武の峻烈神嚴に御座せることを云ひ、聖明とは神聖明智なる御性徳を備へ給ひしを稱し、其の有爲なる御性格の實現として以下の宏業を列舉せんとする發頭起句の語である。○皇祖授國ノ宸意ヲ體シとは、前節に掲げし天照大御神の皇孫を豊葦原瑞穗國の君主として之を統治すべく授け給へる神勅を奉遵し。神祖の大御心を深く体得せられしを云ふ。授國は大八洲國を皇孫に授け給へることであり、宸意は深遠なる皇祖の御心を稱する。體しとは充分に會得して之を體現すべく親から血とし肉となして深く御身に受け入れ保ちますを云ふ。○天業を恢弘セントシは前節に續く辭句で、深厚懇篤なる神祖の御思召を體得し之を實現せんとし給ふ義である。天業とは國家を統治し萬機の政を主宰し給ふ天皇の御事業であつて皇業と云ふに同じ。恢弘とは天祖の御志を承けて皇業を宇内に廣く押し弘め給ふと云ふ。即ち此の二句は神武帝の御宏猷と御企圖を讀し奉る語である。○皇師ヲ帥キテ中州ヲ平定シとは皇兄五瀨命と圖りて東遷の議を決し給ふや、西邊筑紫の地よ

り舟師を率ゐる軍卒を督して東上し給ひ、智を運らし勇を奮ひて長髓彦以下の土
 賊を征討し、全く中國を平定して畝火の檀原の地を國の塊區とし茲に皇基を確
 立し給へるを云ふ。之れ前節の神武天皇が叡聖に御座し夙に天下を経營すべく
 大志を懷き給ふ句を受けたるもの、皇師は天皇の軍師將卒を云ひ、中州は大和
 國の本土を稱し、平定は賊會を平け國維を定め給ふ義である。○皇位ニ即キテ
 萬機ヲ親裁シとは、天皇の御位に即き給ひて天下の政務を親ら裁斷せらるゝ義
 である。皇位は天津日嗣の御位であり、萬機は天下萬般の政務であり、親裁は
 天皇御自身に御裁決御斷行あらせらるゝを云ふ。天皇即位四年の大詔にも「我
 が皇祖の靈天より降臨し朕が躬を光助し給ふ、今諸虜已に平ぎ海内無事なり、
 以て天神を郊り用て大孝を申ふべきなりと仰せられ、靈時を鳥見山中に建て皇
 祖大御神を祭りて、天佑光助の神恩に報じ給ふた。之れ天祖の神勅に「爾此の
 鏡を視まさんこと猶ほ吾を視るが如くせよと宣り玉へる御心の隨に、報本反始
 の聖鑑を示し、祖先崇拜の本元を明にし給ひしものである。○大ニ經綸ヲ行ヒ
 洪範ヲ後聖ニ貽シ給フとある經綸は易經に君子以て經綸すどある如く天下を經
 營し給ふ義で、經は絲を縱に引き綸は之を綾なし治むる意味である。洪範とは

天下を治むる大法を云ひて、書經にも此の大法の類を説いてある、即ち一は五
 行を云ひ、二は五事、三は八政、四は五紀、五は皇極、六は三徳、七は稽疑、
 八は庶徵、九は五福と云ふが是である。要するに天皇躬ら衆望を秩でて大に國
 家經綸の典を行ひ、治國の大法を、後葉列聖に貽し給ふ高大なる帝徳を讚稱し
 たる句である。

茲に本節數區の太要を云は、神武帝は夙に叡聖威武の天資を以て國を建て國
 を治め、幾多の艱難を経過し四方を平定して、遷都の目的を達し、皇業を経緯
 し、天業を恢弘し神器を奉安して祭祀を行ひ、天下を君臨して皇基を確定し給
 ひ、而も皇祖の神靈を祀りて、感謝の意を表し、大孝の聖徳を明かに示し給ふ
 た。即ち天皇は交戦に際しても政治を行はせらるゝにも、必ず先づ神事を行ひ
 特に皇祖の神威を崇敬し給ふのである此の敬神崇祖の帝徳は、實に歴代の天皇
 に對して建徳の範を垂れ、後葉列聖に對して治國の則を示し給ふ所以で、列聖
 も亦克く此の主旨に準じて國家を統治し給ふ。今上天皇に於せられても、殊に
 敬神の叡慮篤く御座し、先に日獨交戦の端を發すや、厚く天神地祇を祭り給ひ
 今回即位の大典を完了せらるゝや、惶こくも皇祖皇太神宮及び先帝の山陵に崇

敬感謝の祀典を親から擧げさせ給へるは、普く國民一般の具瞻する所である。是れ祭政一致の國體として皇宗神武の先蹤に依らせ給ふ御盛徳と拜察し奉らるるのである。

○而シテ皇孫ニ奉事セシ諸部ノ子孫、亦咸先志ヲ繼ギテ皇謨ヲ翼賛スとある。而しては前後の字句を接續する助辭で、皇孫以下の一節を喚出して居る。彼の皇孫降土の時に扈從して事へ奉れる前の五伴緒と稱せし諸部族の神子神孫等も亦天皇の寶蹤に遵び、咸先代の英風を繼ぎて、天兒屋命太玉命の子孫は中臣忌部氏を稱へつゝ、或は神祭治政の要衝に當り、又は衛門督軍の樞機を掌り、其他の子孫も各々舞樂鏡劔の技工に執掌して天皇の御經綸を補翼し奉り贊助し來りしことを云ふ。○億載一統ノ皇業蔚爾トシテ維レ崇シトは、天壤無窮億萬歳に亘りて天下國家の大政を統一し給ふ天皇の御事業は、爾來皇運の隆昌と、もに生々發展し繁榮して崇高至上の尊嚴なる光榮を發てることを實に維れ崇しとは讚美したのである。要するに本節九句も、亦勅語第二節に於ける皇祖皇宗が肇國建基の裕徳を垂れ、萬邦無比の國體を成せる御文に照應し、殊に神武皇宗の英明を以て、三千年の歴史と一百二十二代の皇統を茲に貽し給へる天業の雄

烈にして、皇謨の莊嚴偉大なることを謳誦讚美し尊崇し奉つたものである。

第四節 國家の綱紀

先帝登極ノ初、復古ノ廟策ヲ定メテ維新ノ皇圖ヲ啓キ、開國ノ鴻猷ヲ宣ヘテ萬邦ノ善長ヲ採リ、藩封ノ舊制ヲ廢シテ一途ノ治化ヲ施シ、不磨ノ大典ヲ布キテ立憲ノ政揆ヲ明ニシ、兵制ヲ建定シテ陸海ノ戎備ヲ嚴整シ、文教ヲ闡敷シテ黎元ノ智徳ヲ啓養シ、産業ヲ殖興シテ厚生ノ道ヲ擴メ、制度ヲ釐革シテ庶政ノ規ヲ宏ニシ給フ、是ニ於テ乎國家ノ綱紀廓如トシテ光張シ、邦運ノ旺盛駸々トシテ止マズ。

○先帝登極ノ初とは明治天皇が先考孝明天皇の立志を受け繼ぎ國歩艱難の際に立ち給ふや、慶應三年正月御齡十六歳にて踐祚の式を行はせられ同三月國威宣布の御詔を下し給ひ次で明治元年八月即位の大禮を舉行遊ばされし當初を喚び起した句で、以下御一代の宏業を暗示して居る。○復古ノ廟策ヲ定メテ維新ノ

皇圖ヲ啓キとは、御踐祚の二年二月の小御所會議に於て維新の皇謨を定め神前に王政復古を告げ、萬機親裁の布告を天下に示し給へる事で、皇祖の遺典に基き人情時勢の宜きに適ひ、先後緩急の分を審にせられ、公卿群臣を會合して博く衆議を諮詢し國家治安の大基を建て給へるを云つてをる。廟策とは朝廷に於て豫め計畫せらるる策を云ふ。續て翌元年三月親しく天神地祇を敬祭して五箇條の御誓文を奉告せられ、又詔して治國の國是を定め國政の大本を確立し給ふと共に、萬民保全の道を立て、國政の根柢たる肇國の大精神を明にせられた。之れ實に皇政維新の眞髓を公示し、皇室の企圖を啓き給へるもので、政體の變革も制度の改善も官制の更新も、其他國家萬般の施政は皆此の聖旨に基くものである。○開國ノ鴻猷ヲ宣ベテ萬邦ノ善長ヲ採リとあるは、即ち前章の勅語に開國ノ宏謨ヲ定メと仰せらるるもので、所謂御誓文中に見ゆる舊來の陋習を破り天地の公道に基き、智識を世界に求め皇基を振起し給ふ意味を宣べ給ひてある。爾來先帝は此の開國進取の鴻大なる猷圖と方針とに則られて封建鎖國の舊習を打破し、外國と條約を結びて彼我の和親に努め、智見を世界に求めて萬邦の善言長所を採用せられ、専ら文化の普及と國力の増進を計り給ふたるを云ふ。

○藩封ノ舊制ヲ廢シテ一途ノ治化ヲ施シとは、王政の復古と共に封建割據の藩政を全廢して郡縣の治を布き、文武政令官民一途の政治を施し衆庶をして皇化に浴せしめ給ふを云ふ。維新以前の封建制度では各藩割據して其の治務を施し、爲めに、全國大小の諸藩は各々其の制令格式を異にし、各藩間の交通は嚴重なる制限の下に自由を束縛せられ、利害禍福長短を通ずる途なく、人民亦豫じめ其の規掟の變更制定すら知ることを得ず。常に不平不安の念に驅られ、藩内の統一秩序さへ期し難き情勢であつた。然るに徳川將軍の大政奉還となるや、茲に親政復興の機運を迎へて廢藩置縣の制となり、全國は整然統一せられ、隨つて交通貿易の發達と文化の普及進歩とは明かに開進國是の實を示して、東西彼此相倚り相濟して、益々國際の交義を敦くし、自他の福祉を進むること、なりしを云ふ。○不磨ノ大典ヲ布キテ立憲ノ政揆ヲ明ニシとは、勅語にある不磨の大典を布きと同じ文で立憲の政揆とは憲法治國の政度と云ふ程の意味である。維新の際明治大帝が國民崇仰の中心となられ、御即位の禮を行はせられたことは鎌倉の覇府を開きて以來七百年後の王政復古で實に空前の盛儀たりしに拘はらず、當時東北の方は未だ兵馬倥傯の際であつて舉國一致と云ふ程の國勢

ではなかつた。けれども先帝の御治績は爾來着々功を奏して國運の隆昌は旭日昇天の勢を呈し、二十三年には紀元の佳節を以て憲法を發布せられ皇室典範は定まり、吾々が永遠に遵奉すべき國家立憲の制度典章は確立し、千載に磨すべからざる政治の大本は宣明せられたのである。○兵制ヲ建定シテ陸海ノ戎備ヲ嚴整シとは先帝が兵馬の大權を親掌し陸海軍を統帥し給ふと、もに漸次軍制を建て定めて明治十五年一月に至るや、新に陸海一般の軍人に勅諭を下し給ひ、精銳なる軍隊の訓練と相俟つて師團を置き要塞を築き軍艦を造り、一朝の緩急に備ふるも、もに外患の戎備を嚴重に整へられしことを云ふ。されば此の時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ、此の十五年が程に陸海軍の制をば今の様に建て定めぬとは仰せ出されたのである。○文教ヲ闡敷シテ黎元ノ智徳ヲ啓養シとは二十三年十月に至り教育勅諭を下し給ふて國民子弟の智徳を啓發し國民日常の道徳國家教養の大本を示し給ひしことで、闡敷とは開發し普及することであり、黎元の智徳を啓養シとは一般人民の智識を啓き道徳を養ふことを云ふのである。○産業ヲ殖興シテ厚生ノ道ヲ擴メとは、先帝陛下が勸農奨工の大御心より殖産工業樹栽墾田開拓の事業を興し、耕耘稼穡の法を訓へ給ひて國

民生活の豊裕を計り、厚生利物の道を世界に擴くし給へるを稱す。○制度を釐革シテ庶政ノ規ヲ宏ニシ給フとは、國家の法律制度を釐め革めて衆庶萬般の政務の規程を宏にし壯ならしめ給ふ義である。○是ニ於テカ國家ノ綱紀廓如トシテ光張シとは前節の數句に示せる内外百般の制度文物典章の燦然たる状態に至れるを受け、茲に初めて國家を經理する政綱の開展光張せられしを云ふ。廓如は開き伸ぶる貌を云ひ、光張とは熾なる光徳を天地六合に伸張せらるゝを云ふ。○邦運ノ旺盛駸々トシテ止マズとは日光の輝く如く國運の極めて盛であり、駸馬の疾行する如く文化の急進し發展して止むときもなしといふ義である。要するに本節十二句は勅語第四節に於ける明治大帝の盛運を啓き給ひ、偉業を樹て聖德四表に光被せる御文に照應し、更に内外治績の偉大なることを稱へ尙深く文武百般の典範と鴻業とを列擧して先帝御一代の隆々たる聖運を奉稱し讚歎したる文である。

願ふに明治大帝の御即位當時は國內擾亂の爲めに民心殆ど分裂の状態であつたから、其の當面の急務は先づ内亂の鎮定を要し、民心の集覽を必要としたのであるが、今日は之と趣を異にし前古未曾有の世界的動亂に遭遇し今以て其の競

争の渦中に在る。されば吾人國民は眞に雄健堅實なる歩武を以て事に當ると共に須らく大に撥亂反正の氣概を以て之に當り、尙且つ開國の當初の徳六合を兼ね威八紘を蔽ふと云ふ御聖勅を牢記しつゝ、勇壯なる元氣を鼓舞し雄大なる志をも奮ひ起して御即位詔勅の聖旨に副ひ奉らなければならぬ。唯だ空しく御大典の餘光にのみ眩惑して何等他に啓發し利導する所なく、國家將來の發展進歩に對し、世界の平和幸福の爲めに最善の努力を盡す心懸けなきものは、我が神國の國體に立ち萬世一系の皇室を戴く國民の本領ではあるまい。此の雄圖を興起せしむるには先づ第一に天祖の神勅と先帝の教勅とを服膺すべきは勿論、進んで此の即位の御詔勅を眷々奉誦し深く各自の腦裡に感銘して此の光榮ある大正維新の皇徳を翼賛し奉り以て國民固有の日本魂を發揮し、世界今後の活動裡に雄飛すべきことを努めなければならぬ。之れ即ち吾が大日本協會の本旨である。

第五節 肇國の大本

陛下、大統ヲ承ケ懿績ヲ續ギ給ヒ、

皇祖皇宗暨 列聖ノ宏謨ニ遵ヒ、丕基ヲ鞏固ニシ徳光ヲ宣揚シテ天職ヲ全クセムトシ、宵衣旰食聖衷ヲ勞シ給フ。今大禮ノ吉辰ニ方リ明詔ヲ下シテ肇國ノ大本ヲ申明シ、臣子ノ恒道ヲ提誨シ給フ。臣等感激已ム無シ

○陛下とは首相が今上陛下よと尊び稱へ奉る詞。○大統を承けとある。大統とは天祖以來の御系統である天つ日嗣を承け國家統治の大權を負はせ給ふことを云ふ。○懿績ヲ續ギ給ヒとある懿は説文に專一にして美なりと云へる字で寶位の美業を受け續ぎ給ふ意に用ふ。以下總て今上陛下の帝徳を讚稱し奉れる語である。○皇祖皇宗暨 列聖ノ宏謨ニ遵ヒとは、皇祖天照大御神や皇宗神武天皇や及び歴代世々の天皇が國を立て民を治むる宏なる圖に遵ひ給ふ義で、我が建國當初の神勅に基く惟神なる帝道を遵奉あらせらるゝを云ふ。宏謨は國家萬代の大計といふ程の意。○丕基ヲ鞏固ニシ徳光ヲ宣揚シテ天職ヲ全クセントシ、丕基云々は大きな皇基にて國家皇室に關する寶祚の基礎を鞏固に爲してゝある。鞏固とは緊乎として固きこと。○徳光ヲ宣揚シは聖徳の光華たる國體神道の靈

光を天下に宣揚し給ひて、徳とは惟神の道に立脚あらせらるゝ陛下仁慈の天徳を申し奉る。天職ヲ全クセントシは、天祖皇宗より授け給へる國家統治の皇業即ち天皇の御職掌ヲ完全ニ成功せんと思召し給ひて々ある、宣揚とは御皇徳を廣く現はし宣べ揚げること ○宵衣旰食聖衷ヲ勞シ給フとは、早朝御衣を召され日暮れて食事せらるゝことで、天皇陛下が政務に勵精せられ天業恢弘の御理想を宇内に實現せんと常に聖意を勞し給へるを云ふ、現に我が陛下は御登極に方り平素の御謙徳に由て勤儉を主とし給ふといへども費さるゝ所實に數百萬圓を算し、世界の列強悉く來賀せざるなく皇化の及ぶ所臺灣樺太朝鮮南滿洲に至る迄皆我が統治を仰ぎ、其の版圖の廣大なる殆ど有史以來になき所である。是れ先帝陛下が鴻謨雄畧の効果皇威國光の反映にして吾人祖先の曾て遭遇する能はざりし貴き徵象であると轉だ靈威の赫灼たるに感激せざるを得ないのである ○今大禮ノ吉辰ニ方リとは、此の十一月十日を卜して即位の大禮を行はせ給ふ目出度時節に際會して、吉辰は尙嘉辰と稱し吉日と云ふに同じ。我が即位の禮典には陛下親から高御座に登りて群臣百官の賀を享けさせ給ふけれど、之を歐洲諸國の帝王か宗教の儀式に仍て王冠を戴くに比して特に其の意義を異にし、

陛下は天つ日嗣の繼承を祖宗に奉告し給ふと同時に臣民百僚には統治の宣示を下し玉ふ立場に在らせらるゝ。是れ我が皇室の三千年來會て渝ることなかりし結果で、乃ち國體神道を基礎とする皇位の最も尊嚴にして世界萬邦に冠絶する所以である。○明詔ヲ下シテ肇國ノ大本ヲ申明シとは、聖明至公の貴とき御大詔を下し給ひては、即ち此の御勅語を下賜し給へるを云ふ。肇國ノ大本ヲ申明シとは勅語第二節に皇祖皇宗國を肇め基を樹てゝと仰せられし御句を指稱し之に照應せる語で、皇祖天神の神勅皇宗列聖の皇謨の隨に立國治政の大方針を宣明あらせ給ひ皇位の大根本を明かに示されたるを云へり。即ち申は祖宗に申告せられ明は臣下に宣明あらせらるゝ義。○臣子ノ恒道ヲ提誨シ給フは、勅語の爾臣民世々相繼ぎ忠實公に奉ず、義は則ち君臣にして情は猶ほ父子の如し云々とあるを指稱し、陛下の親しく臣子臣民に對して其の國家生活に重要な君臣の大義や父子の常道を指示し給ひ、教誨あらせ給へるを云ふ。恒道とは易經に其の徳を恒にす貞なりとある恒で、常住永遠に變らざる眞實神授の人道を稱す。提誨とは彼是と取り立てゝ教へ諭し導き給へるを云ふ。○臣等感激巴ム無シ、本條は實に一篇の主眼骨髄であつて世界無比の國體を成せる建國の根本義を或

は祖宗に申告し又は下民に宣明提示あらせ給ひ、我が國體神道の根源を顯彰祖述し給ふ所以なれば、臣下臣民たる我等一同は飽迄肝に銘じ骨に刻みて終生忘るべからざる綸旨なりと感動し激勵して措く所を知らぬ次第であると深く歎稱し奉り崇拜し奉り欽仰し奉れる句である。要するに此の第五節は勅語第三節に對應して専ら大日本肇國の大根本を體得し神州國民の恒道を實行せんとする確信を披瀝し奉るべく茲に世界無比の特長たる國體の因つて成る所以と、皇位の根源する所と、之に基く國民性の精華を發つ元義を讚稱したる句で、大正治下の國民としては必ず奉遵奉行し、感激修養して對世界競争場裡に角逐雄飛すべき國魂的原動力を爰に體得し實現すべきを訓示せる語である。之れ當しく吾徒が主唱せる大日本協會が國體神道の活動素地を築くべき根本精神の立脚地であることを推奨するに憚らなす。

第六節 寶祚萬歲

伏シテ見ミルニ、

陛下仁孝恭儉ノ天資ヲ以テ至隆ノ治ヲ圖リ給フ、

皇祖皇宗暨列聖ノ神佑

陛下ノ聖躬ニ在リ。皇業愈々昌ニシテ德澤益々浹ク、頌音四海ニ洋溢セム。臣等夙夜勤勉力ヲ戮セ心ヲ同クシ、忠盡ノ節ヲ勵マシ報效ノ誠ヲ竭シ、以テ聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ、臣等幸ニ盛儀ニ班列シ、瑞雲ノ鳳殿ヲ繞リ、仁風ノ錦幢ヲ颺スヲ望ミテ、聳慶躍悅ノ至ニ任フル無シ。臣重信帝國臣民ニ代リ、恭シク大禮ヲ賀シ千萬歲ノ壽ヲ上ツル。臣重信誠懽誠喜頓首頓首謹ミテ言ス。

大正四年十一月十日

内閣總理大臣正二位勳一等伯爵 臣大隈重信

○伏シテ見ミルとは、前節即位の大禮を起したる以ミルニと、次に萬世不易の皇基に係れる惟ミルニを終結して、茲に愈々盛典の光華を祝福すべく全節を總括した語である。近く以ひ遠く惟ひ深く見ふと繰返し見る讚辭の丁重を味ふべきである。

○陛下仁孝恭儉ノ天資ヲ以テ至隆ノ治ヲ圖リ給フとある陛下以下は、全く今上天皇の御性徳と御昌運に對する語脈である。仁孝の仁は韓文に博愛之を仁と謂ふとある語で、陛下の仁心け深く慈悲深き御性徳を稱し、孝は説文に老に従ひ省みて子に従ふ子は老に承るなりとある字で、善く父母祖先に奉事する義である。陛下が下民に臨みて仁慈深く御座し、先考祖宗に對しては敬虔厚く渡らせらるゝ意。恭儉は恭敬であつて陛下の勤儉に御座すを稱し、恭しく敬しき勤め儉まやかに渡らせらるゝ義。天資とは天然の御性質を云ひて天性と云ふに同じく、以上主として今上天資の英明なるを讚稱し歎美する語である。至隆ノ治ヲ圖リ給フとは、恁る天資を以て至つて大きく至つて隆なる治政を圖リ給ふ、赫灼たる光華を四表に發つべく遠謀深慮の御座すを稱す、之は勅語第五節に朕今續ヲ繼ギ云々とある御責務の重大なるに對照したる語である。○皇祖皇宗暨列聖ノ神佑陛下ノ聖躬ニ在リと云ふは、既に皇宗神武即位の大詔にも我が皇祖の靈や天より降臨して朕が躬を光助すと宣り給ひ。先帝の御勅語にも常に天佑神靈を保有せられ前章勅語第五節にも祖宗の神靈照鑑上に在りと仰せられたるを受けて。我が皇祖が天壤無窮の神勅に基き、皇宗及び歴代列聖の神祐天助は正

しく陛下の御躬を保護し給ふに據ると、現人神に御座す日嗣の御子日神の御世繼を高く神々しく崇仰し奉れる語である。神佑は祖宗歷聖の神靈の冥々裡より御祐助あらせらるゝを云ふ。○皇業愈々昌ニシテ德澤益々浹ク、頌音四海ニ洋溢セムとは、前句の仁孝恭儉の天資あらせらるゝが上に皇祖列聖の神祐さへ加はれる天皇の御宏業は天地と共に愈々隆昌を期成し奉られ、其の至仁至慈なる御德澤は益々億兆四民に浹く霑ひ渡り、高大なる聖徳を天地に頌賞し讚美し奉る頌樂の音は馨はしく四海に洋々乎として溢り渡らんこと疑ひなきを奉頌し、滿腔の讚辭を盡して熱心に祝福する語である。○臣等夙夜勤勉力ヲ戮セ、心ヲ同クシ、忠盡ノ節ヲ勵マシ、報效ノ誠ヲ竭シ、以テ聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ誓フ。臣等以下三節は専ら臣民の立場に係り前代未曾有の聖典を祝賀し奉る辭句である。茲に於てか臣民一同は日夜業務に勉勵し精勤して、相互に戮力協心し、同心一體となりて忠義一途に他念なく臣民の節操を勵まし、神德皇恩に對する義勇報效の誠意を竭し、以て此の至大光榮なる陛下の御聖旨に答へ奉らんことを誓ひたる語である。○臣等幸ニ盛儀ニ班列シ瑞雲ノ鳳殿ヲ繞リ、仁風ノ錦幢ヲ颺スヲ望ミテ、登慶躍悅ノ至ニ任フル無シ、臣一同等幸榮身に餘る即位

の御盛儀に忝くも參列を許させ給ひ、吉祥の兆ある瑞たき雲の神鳳殿を繞り仁慈の徳暖き風が錦の幘を颯す光景を仰望して、彌高き御慶事に身を聳てつゝ躍り悦ぶ無上の榮譽には殆ど身の措き所無き心地することを云ふ。○臣重信帝國臣民に代り恭しく大禮ヲ賀シ、千萬歳ノ壽ヲ上ツル。爰に臣重信の語を反覆して低身恭敬の誠意を盡し、至上尊貴に對する敬虔の念を表したのである。即ち内閣總理大臣正二位勳一等伯爵臣大隈重信は不敏を顧みず、茲に天皇の臣子愛民たる大日本帝國臣民一同を代表して恭々しく曠古の大禮を祝賀し奉り、寶祚の天壤無窮なるを讚稱し奉ると共に、聖壽聖徳の千萬歳を祝福せる壽詞を奏し上る。○臣重信誠懽誠喜頓首頓首謹ミテ言ス、此の末句は既に本篇第一節の初句に見えたるものを宛ら對立して全篇を總括せる結語なるは勿論其の意義に於ても前章の勅語に對し十分謹慎恭敬の態度を表したるものである。要するに本節十二句は勅語第六節なる皇運を扶翼し云々以下倍々國光を顯揚せんことを庶幾ひ給へる結句に照應し、臣民一同之を體得して奮勉精勵忠誠を竭し須らく聖旨に副ひ奉るべきを誓ひ、千載一遇の光榮を負へる寶祚の大儀を無窮に祝賀すべく渾心の讚稱を言上したものである。

願ふに今上陛下は今回即位の御詔勅に於て宗祖以來の大業を繼承遊ばされし旨や、神勅を奉遷して皇謨を八紘に恢弘せらるゝ意味や、且は世界最高の文明國として人類平和の保障者たるべき天啓と神佑なる帝位に即かせ給ふことを明示せられ、隨つて我が建國の大精神や、立國の大方針や、國體神道の根本や、國民道德の基礎等をも宣示し給ふたのである。

吾人臣民は此の曠古の御大典に對して無限の歡喜を表し、之を慶祝し奉りたるに共に、此の皇基の確立せる所以や此の皇位の尊嚴なる所以や此の國體の尊重すべき所以を紹述し給へる御勅語に對しては層一層敬虔の念を拂ひ、歡喜の情を表して夙夜之を拜誦し、之を遵奉し、之を體現せねばならぬ。

吾人は世界列國が現時の大動亂を感察する毎に我か天壤無窮の神勅に基く天位の尊貴なる國體の尊嚴不動なるを感謝し奉らなければならぬ。斯くて皇孫瓊々杵尊は神勅の隨々之を皇宗神武天皇に傳へ給ひ、天皇之を繼承して大日本を平定し、辛酉の葦櫃原宮に於て即位し給ひしより一百二十餘代の列聖を透して今上陛下に至るまで實に二千五百七十五年を重ねられた。而も皇統一系連續として、渝らざるは當しく天祖神勅の忝きを歎稱するものである。此の的確な

る靈威は實に世界に比類なく、全く萬邦に冠絶する事柄なるは勿論如何に我が皇位の尊嚴にして國體の不動なる所以をも證明するに餘りあるのである。是に於てか爾來外人一般の推賞して措かざる所以も亦邦人の最大誇りとして憚らざる所以も寔に偶然ならざること確信すると思ふ。

吾人は謹んで今上即位の御詔勅を解説するに當り、今上陛下が明治先帝御維新大御代よりも其の天職に對して一層高大なる責任をば御負擔遊ばさるゝ趣を拜察さるゝ、即ち陛下は上皇祖皇宗に對し先帝に對し列聖に對し、下國民億兆に對し世界人類に對し、更に我が帝國の爲め惟神なる大道の爲め、將又全世界の爲め茲に一大天職を負はせ玉へるもので、此の帝業を翼賛し奉るべき吾人國民にとりては須らく此の聖勅の最も深遠なる意義あることを會得さるゝとものに據て益々世界的大活動の原動力を養ひ、上下互に和衷協同戮力を盡し彌君臣一致の奮勵努力を以て至大至聖の御皇謨を天下に恢弘し高古に扶翼し奉らなければならぬ。

大正即位勅語及壽詞謹解終

内務省訓令第十二號

神官神職

近ク行ハセラルベキ即位令竝大嘗祭ノ當日神宮竝官國幣社以下神社ニ於テ行フベキ祭祀ハ曩ニ勅令ヲ以テ定メラレ今又省令ヲ以テ其ノ祭式ヲ規定セリ此ノ皇室竝國家ノ重典タル祭祀ニ方リテハ國民舉テ皇運ノ無疆ト國家ノ隆昌トヲ奉祝スヘキハ固ヨリ其ノ所ナリト雖モ殊ニ神官神職ニ在リテハ齋肅恭敬衷心ノ誠ヲ致シ一意神祇奉仕ノ道ヲ竭シ敬神尊祖ノ美風ヲ發揮シ益益國體ノ精華ヲ宣揚スルニ努メ以テ此ノ盛儀ニ處スルニ萬遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

大正四年十一月八日

内務大臣法學博士 一木喜徳郎

内務省令第拾四號

即位禮及大嘗祭當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件左ノ通り定ム

大正四年十月十九日

内務大臣 法學博士 一木喜徳郎

即位禮及大嘗祭當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件

第一 大嘗祭當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀次第ハ左ノ如シ

一 官國幣社祭式次第

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次勅使參進 是ヨリ先手
水ノ儀アリ

次勅使祓所ニ著ク

次修祓 先御幣物次
勅使及隨員

次勅使所定ノ座ニ著ク

次御幣物幸櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク 勅使隨
員副フ

次宮司諸事辨備セル由ヲ勅使ニ申ス

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次勅使隨員御幣物ヲ幸櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜
ノ所ニ設ケ

次宮司御幣物ヲ奉ル

次勅使御祭文ヲ奏ス

次勅使御祭文ヲ宮司ニ附ス

次宮司御祭文ヲ内陣ニ納メ畢リテ勅使ニ反命ス

次勅使本座ニ復ス

次勅使玉串ヲ奉リテ拜禮 玉串ハ隨員
之ヲ附ス

次勅使隨員拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 玉串ハ主典
之ヲ附ス

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂
次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂
次宮司祭儀畢レル由ヲ勅使ニ申ス
次各退出

二 府縣社以下神社祭式次第ハ大正三年三月内務省令第四號中新

嘗祭ノ例ニ依ル

第二 卽位禮當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ノ祝詞ハ左ノ如シ

宮司(社司)(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司(社司)(社掌)位勳功爵氏名恐美恐
美母白左久高天原爾事始米氏遠皇祖乃御世與里彌繼爾受繼來坐
世留次第乃隨爾天皇命波天都高御座爾坐志氏天都日嗣知食須事乃
由乎皇大御神爾告奉里天乃下乃國民爾宣給布登今年乃此乃月乃十

日乃日爾大御禮行給比治給布爾依里氏大神乃大前爾御食御酒種種
乃物共獻奉里氏稱辭竟奉留狀乎平介久安介久聞食志氏今母以往母
天皇命乃大御世乎足長乃御世登堅石爾常石爾齋奉里嚴御世爾幸
奉里氏萬世爾大坐坐左志米給比知食左牟四方乃國波皇大御神乃依
給閉留隨爾青海原波船乃舳乃留留極陸路波馬乃爪乃至留限狹伎國波
廣久嶮伎國波平介久遠伎國波八十綱打懸介氏引寄須留事乃如久辰伎
厚伎大御恩惠乎蒙良志米給比高伎貴伎大御稜威乎仰賀志米給閉登稱
辭竟奉良久登恐美恐美母白須

大嘗祭當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ノ祝詞ハ左ノ如シ

一 宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白

左久天都日嗣高御座乃業乎承傳坐志氏食國天乃下知食須大御
 世乃始乃今日乃生日乃足日爾大嘗祭仕奉里給布爾依里氏皇
 命乃大命以知氏官位勳功爵氏名乎差使波志氏大前乎齋祭良志
 米給布賀故爾八束穗爾莫然茂禮留秋乃初穗乎和稻荒稻爾仕
 奉里御酒波饗乃上高知里饗乃腹滿竝倍氏海川乃物山野乃物爾
 至留麻傳種種乃物乎几物爾置足波志氏獻奉良久乎平介久安介
 久宇豆乃比聞食志氏天皇命乃大御世乎堅石爾常石爾齋奉里嚴
 御世爾幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏百乃官乃人等天乃下
 乃國民爾至留麻傳撫給比惠給比氏天皇賀大朝廷爾五十檀八桑
 枝乃如久立榮衣仕奉良志米給閉登恐美恐美母白須

二 社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美

母白左久天都日嗣高御座乃業乎承傳坐志氏食國天乃下知食須
 大御世乃始乃今日乃生日乃足日爾天皇命乃大嘗祭仕奉里給布
 爾依里氏此乃某道府縣郡市區町村與里禮代乃幣帛捧奉留賀故
 爾八束穗爾莫然茂禮留秋乃初穗乎和稻荒稻爾仕奉里御酒波
 饗乃上高知里饗乃腹滿竝倍氏海川乃物山野乃物爾至留麻傳種
 種乃物乎几物爾置足波志氏獻奉良久乎平介久安介久宇豆乃比
 聞食志氏天皇命乃大御世乎堅石爾常石爾齋奉里嚴御世爾幸奉
 里給比親王等諸王等乎始米氏百乃官乃人等天乃下乃國民爾至
 留麻傳撫給比惠給比氏天皇賀大朝廷爾五十檀八桑枝乃如久立
 榮衣仕奉良志米給閉登恐美恐美母白須

神饌幣帛料 供進無キ神社ニ在リテハ此乃某府縣以下二十四字ヲ削ル

幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美恐美母白
 左久天皇命乃天都日嗣知食須大御世乃始乃大嘗祭仕奉里給布
 賀故尔某道府縣郡市區町村(與里獻奉留禮代乃幣帛乎安幣帛乃
 足幣帛登平介久聞食志氏天皇命乃大御食乎天都御食乃長御食
 乃遠御食登千秋乃五百秋爾平介久安介久聞食左志米給比天皇
 賀大朝廷乎始米氏天乃下四方乃國乃國民爾至留麻傳守給比幸
 給比彌高爾彌廣爾立榮衣志米給閉登恐美恐美母白須

第三 府縣社以下神社中神饌幣帛料供進指定神社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額ハ大正二年十一月一内務省令第拾五號中例祭ノ例ニ依ル

内務省令第十六號

即位禮及大嘗祭當日竝即位禮及大嘗祭後親謁ノ儀ノ當日神宮ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件左ノ通定ム

大正四年十一月八日

内務大臣法學博士 一木喜徳郎

即位禮及大嘗祭當日竝即位禮及大嘗祭後親謁ノ儀ノ當日神宮ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件

第一 即位禮ノ當日行フ祭式次第ハ左ノ如シ

一 皇大神宮祭式次第

十一月十日 午前六時 豐受大神宮祭主以下參進

次ニ修祓ノ儀アリ

次ニ御贄調理ノ行事アリ 豐受大神宮ニ在リ

次ニ重重御門ヲ開ク

次ニ祭主以下中重石壺ノ版ニ著ク

次ニ神饌ヲ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂
次ニ大宮司祝詞ヲ奏ス

次ニ諸員奉拜

次ニ二獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂

次ニ諸員奉拜

次ニ三獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂

次ニ諸員奉拜

次ニ神饌ヲ撤ス此間奏樂

次ニ重重御門ヲ閉ツ

次ニ各退下

二 皇大神宮別宮荒祭宮宮祭式次第
豐受大神宮別宮多賀宮宮祭式次第

正宮ノ祭儀畢テ祭主以下參進

次ニ祭主以下幄舎ノ版ニ著ク

次ニ神饌ヲ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス

次ニ少宮司祝詞ヲ奏ス

次ニ諸員奉拜

次ニ二獻ノ神酒ヲ奠ス

次ニ諸員奉拜

次ニ三獻ノ神酒ヲ奠ス

次ニ諸員奉拜

次ニ神饌ヲ撤ス

次ニ各退下

皇大神宮別宮月讀宮以下各宮社ノ祭式次第
豐受大神宮別宮多賀宮宮祭式次第
第二準ス

第二 大嘗祭ノ當日行フ祭式次第ハ左ノ如シ

一 皇大神宮祭式次第
豐受大神宮祭式次第

大御饌供進ノ儀

十一月十四日 午前六時 豐受大神宮祭主以下參進
午前十時 皇大神宮祭主以下參進

- 次ニ修祓ノ儀アリ
- 次ニ御贄調_レ進_レノ行事アリ豊受大神宮ニ在リ
- 次ニ重重御門ヲ開ク
- 次ニ祭主以下中重石壺ノ版ニ著ク
- 次ニ神饌ヲ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂
- 次ニ大宮司祝詞ヲ奏ス
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ二獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ三獻ノ神酒ヲ奠ス此間奏樂
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ神饌ヲ撤ス此間奏樂
- 次ニ重重御門ヲ閉ツ
- 次ニ各退下

奉幣ノ儀

十一月十四日午前八時豊受大神宮 午後一時皇大神宮勅使神宮齋館ニ參著ス

午前九時豊受大神宮 午後二時皇大神宮勅使並祭主以下參進

是ヨリ先儀仗兵第一鳥居内ニ整列シ官幣辛櫃出門ノ際前後ヲ護シ進行ス

次ニ勅使並祭主以下第二鳥居外ニ於テ對揖ス

次ニ修祓ノ儀アリ

次ニ進テ板垣御門ニ參入ス

儀仗兵ハ同門外ニ整列ス

次ニ四丈殿ニ於テ幣物ヲ點檢ス

次ニ重重御門ヲ開ク

次ニ幣案ヲ昇キ進テ正殿階下ノ中央ニ安ク

次ニ勅使並祭主以下中重石壺ノ版ニ著ク

次ニ御扉ヲ開ク此間奏樂

次ニ祭主昇階殿内ニ候シ訖テ版ニ復ス

次ニ官幣ヲ大床ノ案上ニ奉奠ス

次ニ勅使進テ御祭文ヲ奏シ訖テ少宮司ニ授ク

- 次ニ大宮司祝詞ヲ奏ス
- 次ニ祭主昇階殿内ニ候ス
- 次ニ大宮司少宮司昇階御祭文ヲ殿内ニ納ム
- 次ニ官幣ヲ殿内ニ納ム
- 次ニ祭主降階勅使ニ反命ス
- 次ニ御扉ヲ閉ツ此間奏樂
- 次ニ勅使太玉串ヲ奠ス
- 次ニ祭主以下太玉串ヲ奠ス
- 次ニ勅使並祭主以下奉拜
- 次ニ重重御門ヲ閉ツ
- 次ニ各退下

二 皇大神宮別宮荒祭宮祭式次第
 豐受大神宮別宮多賀宮

大御饌供進ノ儀

正宮ノ祭儀畢テ祭主以下參進

- 次ニ祭主以下幄舎ノ版ニ著ク
- 次ニ神饌ヲ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス
- 次ニ少宮司祝詞ヲ奏ス
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ二獻ノ神酒ヲ奠ス
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ三獻ノ神酒ヲ奠ス
- 次ニ諸員奉拜
- 次ニ神饌ヲ撤ス
- 次ニ各退下

皇大神宮別宮月讀宮以下各宮社ノ祭式次第
 別宮荒祭宮ノ祭式次第

第二準ス

奉幣ノ儀

正宮祭儀畢テ勅使並祭主以下參進
 次ニ祭主以下幄舎ノ版ニ著ク

次ニ御扉ヲ開ク
 次ニ官幣ヲ大床ニ奉奠ス
 次ニ少宮司祝詞ヲ奏ス
 次ニ官幣ヲ殿内ニ納ム
 次ニ御扉ヲ閉ツ
 次ニ禰宜勅使ニ反命ス
 次ニ勅使太玉串ヲ奠ス
 次ニ祭主以下太玉串ヲ奠ス
 次ニ勅使並祭主以下奉拜
 次ニ各退下

皇大神宮別宮月讀宮以下各宮社ノ祭式次第ハ別宮荒祭宮ノ祭式次第ニ準ス

第三 即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀ノ當日大御饌供進ノ儀ヲ行フ其ノ祭式

次第ハ大嘗祭當日大御饌供進ノ儀ニ準ス

第四 即位禮ノ當日行フ祭祀ノ祝詞ハ左ノ如シ

一 皇大神宮祝詞

度會乃宇治乃五十鈴乃川上(度會乃山田乃原)爾大宮柱太敷立氏
 高天原爾千木高知里氏稱辭竟奉留掛麻久母畏伎天照坐皇大御神
 (豐受大御神)乃大御前爾恐美恐美母白左久曩爾大御使乎奉遺志
 給比氏告申左志米給比志事乃如久今日乃生日乃足日爾神隨母
 遠皇祖乃御世御世彌繼繼爾知食志來留次第登天都日嗣乃高御
 座爾天下知食須大御典乎行給布賀故爾御賀乃壽詞稱奉良久登
 持齋麻波里持清麻波里氏大御饌仕奉留狀乎平介久安介久聞食
 志氏天皇命乃大御世乎嚴御世乃足御世爾天地登共爾長久日月
 登共爾遠久守奉里幸奉里給比親王等諸王等乎母惠給比慈給比
 百乃官乃人等天下乃國民爾至留麻傳清伎明伎忠誠乃心乎以知
 氏天皇賀朝廷爾五十櫃八桑枝乃如久立榮衣仕奉良久志米給閉登

恐美恐美母白須

相殿爾坐須大神等乃大前爾白左久大神等爾母大御饌獻奉良久
乎平介久安介久聞食志氏守奉里幸奉里給閉登恐美恐美母白須

別宮以下各社ノ祝詞ハ皇大神宮豐受大神宮祝詞ニ準ズ

第五 大嘗祭ノ當日行フ祭祀ノ祝詞ハ左ノ如シ

一 皇大神宮 豐受大神宮 大御饌供進祝詞

度會乃宇治乃五十鈴乃川上度會乃山田乃原爾大宮柱太敷立氏
高天原爾千木高知里氏稱辭竟奉留掛麻久母畏伎天照坐皇大御
神(豐受大御神)乃大御前爾恐美恐美母白左久高天原爾事始米給
比氏皇御孫命波豐葦原乃瑞穗乃國乎安國登平介久知食志氏天
都日嗣乃高御座爾大坐坐志氏天都御饌乃長御饌乃遠御膳登萬
千秋乃長五百秋爾瑞穗乎平介久安介久齋庭爾聞食世登事依左

志奉給比志隨爾今日乃生日乃足日爾天皇命乃大嘗祭仕奉里給
布爾依里氏皇大御神乃大御前爾白酒黑酒乃大御酒大御饌乎始
米氏大海原爾住物波鱒乃廣物鱒乃狹物與都藻菜邊都藻菜大野
原爾生物波甘菜辛菜乃類爾至留麻傳橫山乃如久置高成志氏獻
奉良久乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御世乎嚴御世乃足
御世爾天地日月乃共無窮爾立榮衣志米奉給比親王等諸王等乎
母惠給比慈給比食國天下乃國民爾至留麻傳守給比幸給閉登恐
美恐美母白須

相殿爾坐須大神等乃大前爾白左久大神等爾母大御饌獻奉良久
乎平介久安介久聞食志氏守奉里幸奉里給閉登恐美恐美母白須

別宮以下各社ノ大御饌供進祝詞ハ皇大神宮豐受大神宮大御饌供進祝詞ニ準ズ

二 皇大神宮 豐受大神宮 奉幣祝詞

度會乃宇治乃五十鈴乃川上(度會乃山田乃原)爾大宮柱太敷立氏
高天原爾千木高知里氏稱辭竟奉留掛麻久母畏伎天照坐皇大御
神(豐受大御神)乃大御前爾恐美恐美母白左久高天原爾事始米給
比氏皇御孫命波豐葦原乃瑞穗乃國乎安國登平介久知食志氏天
都日嗣乃高御座爾太坐坐志氏天都御饌乃長御饌乃遠御膳登萬
千秋乃長五百秋爾瑞穗乎平介久安介久齋庭爾聞食世登事依左
志奉給比志隨爾今日乃生日乃足日爾天皇命乃大嘗祭仕奉里給
布爾依里氏皇大御神乃大御前爾大御使乎奉遣志給比氏大幣帛
獻奉良志米給布狀乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御世乎
嚴御世乃足御世爾天地日月乃共無窮爾立榮衣志米奉給比親王
等諸王等乎母惠給比慈給比食國天下乃國民爾至留麻傳守給比

幸給閉登恐美恐美母白須

別宮以下各社ノ奉幣祝詞ハ皇大神宮奉幣祝詞ニ準ス

第六 即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀ノ當日大御饌供進祝詞左ノ如シ

一 皇大神宮大御饌供進祝詞

度會乃宇治乃五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高
知里氏稱辭竟奉留掛麻久母畏伎天照坐皇大御神乃大御前爾恐
美恐美母白左久天皇命波神隨母皇大御神乃大命以知氏依左志
給閉留隨爾遠皇祖乃御世御世彌繼繼爾知食志來留次第登此乃
月乃十日乃日爾天都日嗣知食須大御典乎行給比十四日乃日爾
大嘗祭仕奉里給閉留爾依里氏明治天皇乃天地登共爾易留麻自
伎常典登定給比掟給閉留法乃隨爾今日乃生日乃足日爾大御親
良皇大御神乃大御前乎拜奉里給布爾依里氏齋麻波里清麻波里

氏朝日乃豐榮登里爾大御饌仕奉良久乎平介久安介久聞食志氏皇大御神乃見霽志坐須四方乃國波天乃壁立極國乃退立限青雲乃靄久極白雲乃墜居向伏須限青海原波舟艦乃至留留極陸路波馬乃爪乃至留留限狹國波廣久峻國波平介久遠國波八十綱打懸介氏引寄須留事乃如久皇大御神乃依左志奉給比幸奉里給比氏天皇命乃大御命乎手長乃大御命登由都磐村乃如久立榮衣志米奉給比親王等諸王等乎母惠給比慈給比百乃官乃人等食國天下乃國民爾至留麻傳守給比幸給閉登恐美恐美母白須相殿爾坐須大神等乃大前爾白左久大神等爾母大御饌獻奉良久乎平介久安介久聞食志氏守奉里幸奉里給閉登恐美恐美母白須

二 豐受大神宮大御饌供進祝詞

度會乃山田乃原爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏稱辭

竟奉留掛麻久母畏伎豐受大神乃大御前爾恐美恐美母白左久高天原爾事始米給比氏遠皇祖乃御世御世知食志來留次第登此乃月乃十日乃日爾天都日嗣知食須大御典乎行給比十四日乃日爾大嘗祭仕奉里給閉留爾依里氏明治天皇乃天地登共爾易留麻自伎常典登定給比掟給閉留法乃隨爾今日乃生日乃足日爾大御親良大御神乎拜奉里給布爾依里氏齋麻波里清麻波里氏朝日乃豐榮登里爾大御饌仕奉良久乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御世乎常磐爾常磐爾齋奉里嚴御世乃足御世爾幸奉里給比親王等諸王等乎母惠給比慈給比百乃官乃人等食國天下乃國民爾至留麻傳守給比幸給閉登恐美恐美母白須相殿爾坐須大神等乃大前爾白左久大神等爾母大御饌獻奉良久乎平介久安介久聞食志氏守奉里幸奉里給閉登恐美恐美母白須

三 別宮以下各社ノ大御饌供進祝詞ハ正宮ノ祝詞ニ準ス

大正五年二月十五日印刷
大正五年二月十八日發行

定價 金參拾錢

東京市麴町區飯田町五丁目八番地

編輯兼 大日本協會
發行者

右代表者

室松岩雄

東京市麴町區飯田町五丁目九番地

印刷所 大日本協會印刷所

不許翻刻複製

202
409

